

農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について

- 事務ガイドライン -

平成14年3月1日制定
農林水産省経営局

【改正履歴】

制定：平成14年3月1日付13経営第6051号経営局長名通知
改正：平成14年6月4日付14経営第1143号経営局長名通知
平成15年3月31日付14経営第7390号経営局長名通知
平成15年9月2日付15経営第2964号経営局長名通知
平成15年10月1日付15経営第3510号経営局長名通知
平成15年12月11日付15経営第5101号経営局長名通知
平成16年10月19日付16経営第4101号経営局長名通知
平成17年4月1日付16経営第8894号経営局長名通知
平成17年10月24日付17経営第4277号経営局長名通知
平成18年3月15日付17経営第6945号経営局長名通知
平成18年7月20日付18経営第2351号経営局長名通知
平成18年9月20日付18経営第3438号経営局長名通知
平成18年12月18日付18経営第4898号経営局長名通知
平成19年1月25日付18経営第6061号経営局長名通知
平成19年3月30日付18経営第7931号経営局長名通知
平成20年3月25日付19経営第7643号経営局長名通知
平成20年6月13日付20経営第1088号経営局長名通知
平成20年12月3日付20経営第4092号経営局長名通知
平成21年3月31日付20経営第7233号経営局長名通知
平成21年7月10日付21経営第1918号経営局長名通知
平成21年12月11日付21経営第4601号経営局長名通知
平成22年3月31日付21経営第7181号経営局長名通知

附 則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成14年6月4日から施行する。ただし、この規定による変更後の1 - 2については、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日以前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法に関しては、なお従前の例による。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会に業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法に関する省令の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第29号)附則第2条ただし書の規定を適用している場合には、この規定による変更後の「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に当たっての留意事項について」(事務ガイドライン)の規定を適用する。

附 則〔平成15年3月31日14経営第7390号〕

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成15年3月31日以前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、部門別損益計算書及び業務報告書については、なお従前の例による。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会に業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法に関する省令の一部を改正する省令(平成15年農林水産省令第17号)附則第2条ただし書の規定を適用している場合には、この規定による変更後の「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」に当たっての留意事項について(事務ガイドライン)の規定を適用する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成15年9月2日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規定による変更後の「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」に当たっての留意事項について(事務ガイドライン)の規定は、平成16年3月31日以後に到来した決算期に関して作成すべき貸借対照表及び部門別損益計算書並びに連結貸借対照表(以下「貸借対照表等」という。)について適用し、同日前に到来した決算期に関して作成すべき貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会の業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令の一部を改正する省令(平成15年農林水産省令第84号)附則第2条ただし書の規定を適用している場合、又は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令(平成15年内閣府・農林水産省令第7号)附則第2条ただし書の規定を適用している場合には、この規定による変更後の「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」に当たっての留意事項について(事務ガイドライン)の規定を適用する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成15年10月1日から施行する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成15年12月11日から施行する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成16年10月19日から施行する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規定による変更後の農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合が農業協同組合法第54条の2の規定に基づき作成する業務報告書に係る規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成17年10月24日から施行する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成18年3月15日から施行する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成18年7月20日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規定による変更後の別紙様式2-2及び別紙様式2-3については、平成19年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類について適用する。

2 この規定による変更後の別紙様式12-1及び別紙様式13-1については、平成19年7月末及び8月末以後の提出資料について適用する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成18年9月20日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成18年12月18日から施行する。

(非常勤役員の扱いについての特例)

第2条 この通知の変更による指導に基づく農協の非常勤の女性役員枠の設置については、短期的に女性役員の登用を促進する観点から、次の各号の要件のすべてを満たす場合には、平成24年度に開催される通常総会までに限り、1-1-3(3)の規定は適用しないものとする。

- 一 当該農協において、男女共同参画に関する数値目標(正組合員に占める女性の割合、総代に占める女性の割合及び役員における女性役員数等)及びその達成のための具体策を策定していること。
- 二 当該農協の理事会の開催頻度及び役員の出席率が低下しないこと。
- 三 女性役員枠の設置による役員の定数変更に係る定款変更であることを総会等において明示するとともに、定款変更理由で明記すること。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成19年1月25日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成19年4月1日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成20年3月25日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成20年6月13日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成20年12月3日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成21年3月31日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成21年7月10日から施行する。ただし、この規定による変更後の0-8については、個人情報ガイドライン(農林水産省版)の改正の施行日より適用することとし、当該ガイドラインの改正の施行日前に、組合が、個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成16年農林水産省告示第2013号)第25条第3項の規定により報告を要する個人情報の漏えい等の事実を把握した場合には、なお従前の例による。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日(平成21年12月15日)から施行する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成22年3月31日から施行する。ただし、この規定による変更後の4-3(5)、6-1及び6-2-1については、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規定による変更後の4-1-1については、平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

<目 次>

ページ

0	一般的事項	
0 - 1	法解釈への照会	1
0 - 1 - 1	照会を受ける内容の範囲	
0 - 1 - 2	照会に対する回答方法	
0 - 2	組合に対する苦情等	1
0 - 2 - 1	苦情等を受けた場合の対応	
0 - 2 - 2	苦情・相談窓口の設置	
0 - 3	法令等遵守	2
0 - 3 - 1	法令等遵守態勢の整備	
0 - 3 - 2	不祥事件等の発覚の第一報	
0 - 3 - 3	行政庁への届出	
0 - 3 - 4	届出の内容等	
0 - 3 - 5	不祥事件等の確認	
0 - 3 - 6	法令・定款等に違反している組合に対する措置	
0 - 3 - 7	組合の業務の状況等によって必要があると認める組合に対する措置	
0 - 4	オフサイト・モニタリングについて	5
0 - 5	検査との連携	5
0 - 5 - 1	本検査着手前	
0 - 5 - 2	検査終了後	
0 - 5 - 3	報告命令の発出等	
0 - 5 - 4	自己資本基準未達組合に対する指導	
0 - 5 - 5	都道府県の対応	
0 - 6	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律への取組の強化	7
0 - 6 - 1	公正取引委員会との連携	
0 - 6 - 2	報告命令・改善命令の発出	
0 - 6 - 3	都道府県の対応	
0 - 7	行政処分を行う際の留意点について	8
0 - 7 - 1	行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて	
0 - 7 - 2	行政手続法との関係等	
0 - 7 - 3	意見交換制度	
0 - 7 - 4	関係当局等との連携及び連絡	
0 - 7 - 5	不利益処分の公表に関する考え方	
0 - 8	個人情報の保護に関する法律に関する取組について	13
1	組合の組織	
1 - 1	組合の設立、定款変更及び解散	14
1 - 1 - 1	申請書類	
1 - 1 - 2	審査要領	

1 - 1 - 3	留意事項	
1 - 1 - 4	非課税措置の適用を受ける厚生連に対する適切な管理について	
1 - 2	業務及び執行体制	2 0
1 - 2 - 1	業務運営について	
1 - 2 - 2	職員兼務理事について	
1 - 2 - 3	信用事業専任理事について	
1 - 2 - 4	総会への役員選任議案提出の留意事項	
1 - 2 - 5	経済事業未収金の適切な管理に係る指導	
1 - 2 - 6	米穀等の共同計算について	
1 - 3	休眠組合への対応	2 3
2	各種規程の承認等	
2 - 1	農地信託規程の承認	2 4
2 - 1 - 1	申請書類	
2 - 1 - 2	審査要領	
2 - 1 - 3	留意事項	
2 - 2	宅地等供給事業実施規程の承認	2 5
2 - 2 - 1	申請書類	
2 - 2 - 2	審査要領	
2 - 2 - 3	留意事項	
2 - 3	農業経営規程の承認	2 7
2 - 3 - 1	申請書類	
2 - 3 - 2	審査要領	
2 - 3 - 3	留意事項	
2 - 4	農業経営受託規程の取扱い	2 9
3	中央会	
3 - 1	定款変更の申請及び認可	3 0
3 - 1 - 1	申請書類	
3 - 1 - 2	審査要領	
3 - 1 - 3	留意事項	
3 - 2	監査規程の承認	3 1
3 - 2 - 1	申請書類	
3 - 2 - 2	審査要領	
3 - 3	監査実施計画に対する意見	3 1
3 - 4	不祥事件等の発生時の対応	3 2
4	財務書類	
4 - 1	会計慣行	3 3

4 - 1 - 1	特定組合等の会計処理	
4 - 1 - 2	特定組合等以外の組合の会計処理	
4 - 1 - 3	会計環境の変化への対応	
4 - 2	財務書類の開示制度	3 5
4 - 2 - 1	財務書類の開示制度の体系	
4 - 2 - 2	全般的な開示態勢の整備	
4 - 3	資産及び負債等の評価	3 6
4 - 4	決算書類の作成	3 8
4 - 5	部門別損益計算書の作成	3 9
4 - 5 - 1	総合農協の部門別損益計算書	
4 - 5 - 2	経済連等の部門別損益計算書	
4 - 5 - 3	厚生連の部門別損益計算書	
4 - 5 - 4	部門別損益情報等の開示の促進	
4 - 6	業務報告書等の作成	4 3
4 - 6 - 1	全般的な留意事項	
4 - 6 - 2	キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっての留意事項	
4 - 6 - 3	連結業務報告書の作成に当たっての留意事項	
4 - 6 - 4	業務報告書等の経営局への送付	
4 - 6 - 5	中央会の事業報告書等	
5	子会社等	
5 - 1	定義	4 7
5 - 2	資料の提出	4 7
5 - 2 - 1	資料の提出の要請	
5 - 2 - 2	提出資料の精査	
5 - 2 - 3	経営局への報告	
5 - 2 - 4	経営局による提出資料の集計・分析及びフィードバック	
5 - 3	指導に当たっての留意事項	4 8
5 - 3 - 1	設立	
5 - 3 - 2	管理運営	
6	合併	
6 - 1	合併後の組合の事業経営に関する計画の樹立	5 0
6 - 1 - 1	事業計画書の記載事項	
6 - 1 - 2	留意事項	
6 - 2	申請及び認可	5 2
6 - 2 - 1	申請書類	
6 - 2 - 2	審査要領	
6 - 2 - 3	留意事項	

7 農事組合法人

7 - 1 指導監督に当たっての留意事項 5 5
7 - 2 法令違反の農事組合法人に対する指導監督 5 6
7 - 3 休眠法人への対応 5 7

別添 1 連絡文書集

別添 2 別紙様式・記載例・定款例集

別添 3 標準処理期間

(注) 本事務ガイドラインの略語

農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) = 法

農業協同組合法施行令 (昭和37年政令第271号) = 施行令

農業協同組合法施行規則 (平成17年農林水産省令第27号) = 施行規則

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 (平成5年大蔵省・農林水産省令第1号) = 信用事業命令

系統金融機関向けの総合的な監督指針 (平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知) = 系統金融機関向け監督指針

共済事業向けの総合的な監督指針 (平成18年3月31日付け17経営第7481号経営局長通知) = 共済事業向け監督指針

農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン (平成21年農林水産省告示第924号) = 個人情報ガイドライン (農林水産省版)

農業協同組合及び農業協同組合連合会 = 組合

0 一般的事項

0 - 1 法解釈への照会

0 - 1 - 1 照会を受ける内容の範囲

法等その執行権限を有する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むとともに、当該照会を関係部局に回付するものとする。

0 - 1 - 2 照会に対する回答方法

- (1) 本事務ガイドライン、連絡文書、審議会等の答申・報告、農業協同組合法の解説書等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、地方農政局、沖縄総合事務局又は北海道は、農林水産省経営局協同組織課（以下「協同組織課」という。）へ連絡する。
- (3) 協同組織課は、照会の内容又はこれに対する回答の内容が法令の解釈等広く一般に知らしめる必要のある先例としての価値を有すると判断した場合には、地方農政局沖縄総合事務局又は北海道を通じて、書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局に配付するものとする。

0 - 2 組合に対する苦情等

0 - 2 - 1 苦情・相談等を受けた場合の対応

組合若しくは農業協同組合中央会又は農事組合法人（以下本項において「組合等」という。）に関する苦情・相談等を受けた場合、申出の内容に応じて、申出人に対し次のように対応する。

- (1) 申出の内容が、公益通報又は公益通報に該当する可能性のある場合
当該申出が、組合等の使用人からのものであって、その内容が、当該使用人の労務提供先で行われた違法行為や法令に基づく処分への違反行為であるため、公益通報（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に定義される公益通報をいう。）又は公益通報に該当する可能性のある場合は、「農林水産省公益通報に関するガイドライン」（平成18年3月31日付け17消安第13896号消費・安全局長通知）に沿って対応するものとする。
- (2) 申出の内容が、組合等との個別の契約に関するものの場合
当該申出の内容が、申出人と組合等との個別の契約に関するもの場合は、行政庁は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき組合等の健全性等を確保することが職務であることを明確に説明し、必要に応じ、当該組合等及び農協系統の苦情・相談窓口を紹介するものとする。

なお、信用事業に関する苦情に関しては、系統金融機関向け監督指針の「 - 2 -

1 苦情を受けた場合の対応」により、共済事業に関する苦情に関しては、共済事業向け監督指針の「 - 1 - 4 組合に関する苦情・情報提供等」により適切に対応するものとする。

(3) 申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合

当該申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合（上記（1）（2）に該当する場合を除く。）は、次のように対応するものとする。

当該申出が、その内容についての処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下本項において同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下本項において同じ。）をする権限を有する組合等の指導監督部局に対してされた場合は、内容を精査の上、必要な調査を行う。調査の実施に当たっては、当該申出人の秘密を守るため、当該申出人が特定されないよう十分配慮する。

調査の結果、申出の事実がある場合は、法令に基づく措置その他適切な措置をとる。

なお、申出内容が他の部局又は行政機関に関係する事案については、その経過記録や調査結果を当該他の部局又は行政機関に提供する。

当該申出が、その内容についての処分又は勧告等をする権限を有しない部局に対してされた場合は、申出人に対し、当該申出についての処分又は勧告等をする権限を有する他の部局又は行政機関を遅滞なく教示する。

ただし、当該通報が匿名の者からされた場合など、当該通報者の連絡先が不明である場合にはこの限りではない。

また、必要に応じ、その申出内容を当該他の部局又は行政機関に連絡する。

0 - 2 - 2 組合等における苦情・相談窓口の設置

組合等に苦情・相談窓口が設置されていない場合は、早急に苦情・相談窓口を整備するよう指導する。また、苦情への対応は、迅速かつ的確に行い、申出人への十分な説明を行うこととし、1件のクレーム解決にとどめることなく、そこから得られる情報を役員をはじめ組織全体にフィードバックできる体制を構築するよう指導する。

0 - 3 法令等遵守

法令等遵守について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

0 - 3 - 1 法令等遵守態勢の整備

(1) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢

組合の代表理事が法令等遵守を組合の業務執行上の重要課題と位置付け、全役職員の法令・諸規則の遵守意識を向上させるための「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、周知徹底が図られているか。また、遵守状況について内部監査を行うな

どコンプライアンスの推進に努めるとともに、例えば、代表理事を長とするコンプライアンス委員会を設置するなどコンプライアンスに関する情報を一元的に収集、管理、分析、検討し、適時・適切に措置・方策を講じることができる体制を構築しているか。

(2) 内部けん制体制

適切な事務の遂行を確保する、あるいは事故、不正等を未然に防ぐための対策として、内部けん制体制が確立されているか。

具体的には、連続休暇、研修、内部出向制度等、又はこれらの組合せにより、最低限年1回1週間以上連続して職員(管理者を含む。)が職場を離れる等の対策を行っているか。

(3) 内部監査体制

法令等遵守態勢の確立と農協の抱える諸リスクへの対応強化を図るため、内部監査がリスク管理を含む管理態勢の適切性・有効性を主要な視点として実施されているか。

具体的には、独立した内部監査専門部署による実効性ある監査を実施し、法令等ルール遵守状況、リスク管理・内部管理の適正性についての検証を実施するとともに、実施後のフォローアップについても適切に行っているか。

0 - 3 - 2 不祥事件等の発覚の第一報

組合において不祥事件等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。

本所等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規定等に則った理事会等への報告。

刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報。

事件とは独立した部署(内部監査部門等)での事件の調査・解明の実施。

0 - 3 - 3 行政庁への届出

組合の不祥事件等については、施行規則第231条第1項第20号及び同条第4項に基づき行政庁へ届出されることとなるが、都道府県知事に対しては当該届出を受けた場合は、速やかに地方農政局長(沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、北海道にあつては農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。))あて報告するよう求めるものとする。なお、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、報告の内容について協同組織課に速やかに情報提供するものとする。

この場合において、同項第6号に該当するものとしては、例えば次のようなものが考えられる。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)等、法以外の法令に違反する行為を行った場合

1件当たりの金額が100万円未満の現金等の盗難が短期間に連続して発生した場合

0 - 3 - 4 届出の内容等

組合又は農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）における不祥事件等の届出は、不祥事件等の概要、発生部署、当事者、発生期間、実損見込額、発覚の端緒、事後措置、処分の内容等を求めることとする（様式については、別紙様式1を参照。）。

なお、一部事項について未確定のものがある場合であっても、業務の適切な運営や財務の健全性に支障を来すおそれのある場合には、不祥事件等の発覚後速やかに届出が行われるよう指導する。

0 - 3 - 5 不祥事件等の確認

不祥事件等の届出を受けた際は、以下の事項を確認することとし、不明な点がある場合は必要に応じ法第93条に基づく報告を求め、又は法第94条に基づく検査を行うよう検査部局（農林水産本省が所管する組合又は中央会については農林水産省大臣官房協同組合検査部（以下「官房検査部」という。） 地方農政局が所管する組合又は中央会については地方農政局協同組合等改革推進プロジェクト・チーム（「地方農政局における担い手支援に関する業務及び農業協同組合等の指導・検査に関する業務の円滑な実施について」（平成19年3月6日付け18組検第878号大臣官房長通知）に基づき設置される協同組合等改革推進プロジェクト・チームをいう。以下同じ。） 沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部経営課）に要請することとする。

不祥事件等の発生時の本所への連絡体制が確立されているか。

事件の事実関係の調査、関係者の責任追及、監督責任の明確化を図る体制が整備されているか。

行政庁への報告、警察への通報体制が確立されているか。

事件の調査・解明を事件とは独立した部署で行う体制となっているか。

不祥事件等の発生が経営に重大な影響を与えると判断される場合には、その内容を組合員（農業協同組合連合会の会員を含む。以下同じ。）に対し、適時に開示する体制となっているか。

再発防止策は不祥事件等の発生原因に照らして十分か。組織として自浄機能が発揮されているか。

0 - 3 - 6 法令・定款等に違反している組合に対する措置

不祥事件等が発生した組合又は中央会に対する法第93条に基づく報告又は法第94条に基づく検査の結果、当該組合又は中央会が法令・定款その他の諸規則に違反していると認めるときは、法第95条に基づき必要な措置を採るべき旨の命令を行うこととし、その後定期的に改善状況を報告させることとする。

0 - 3 - 7 組合の業務の状況等によって必要があると認める組合に対する措置

法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合については、行政庁は、当該組合が法令等に違反していると認められるときに限らず、当該組合の事業の健全な運営を確保し、

又は組合員を保護するため、当該組合の業務の状況等によって必要があると認めるときにおいても法第94条の2第2項に基づく監督上必要な命令を行うことができることから、例えば、当該組合が法令等に違反していない場合であっても、当該組合の内部管理態勢に重大な問題がある場合などにおいては、同項に基づく命令を行うこととする。

0 - 4 オフサイト・モニタリングについて

- (1) 検査と検査の間においても組合の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、組合の決算に係るヒアリング又は提出された業務報告書等により組合の経営状況を把握する。また、組合から提出のあった各種情報を迅速かつ効率的に分析し、分析結果の組合への還元及びヒアリングなどを通じ、経営の健全性の確保に向けた自主的な取組を促すものとする。
- (2) 定期的なヒアリングの実施

オフサイトモニタリングの一環として、原則として、以下に掲げるヒアリングを定期的実施するものとする。なお、ヒアリングに当たっては、実施時期の配慮、資料の精選等により、効率的・効果的・機動的に行うよう努めるものとする。

総合的なヒアリング

組合の決算状況や財務上の課題についてヒアリングするとともに、各組合における経営戦略や意思決定が具体的にどのような施策として取り組まれ、また、その取組の実施状況がどのように分析・評価されているかといった観点からヒアリングを実施する。このことにより、組合がその設立目的に照らして適正に運営されているかどうかを確認し、経営管理態勢や業務運営の強化に向けた取組を促すこととする。

経営者層からのヒアリング

組合の代表者に、経営戦略及び経営方針、経営管理委員会、理事会などの機能状況等に関しヒアリングを実施する。

法令等遵守態勢に関するヒアリング

組合の法令等遵守態勢、不祥事件等に係る組合の事後措置等についてヒアリングを実施する。

0 - 5 検査との連携

組合及びその子会社（信用事業を行う農業協同組合連合会及びその子会社を除く。）中央会並びに農事組合法人（以下本項において「組合等」という。）に対する検査と指導監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。

0 - 5 - 1 本検査着手前

本検査着手にあたって、指導監督部局（注）は、検査責任者に対し、組合等の現状について、以下の説明を行うものとする。

- 前回検査から当該時点までの当該組合等の主な動き（増資、役員の交替等）
- オフサイト・モニタリングに関する分析結果（直近決算の分析結果を含む。）
- トップ面談、指導監督部局のヒアリングの結果

指導監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況
指導監督部局として検査で重視すべきと考える点
その他（不祥事件報告等）

（注）指導監督部局とは、地方農政局が行った検査（沖縄総合事務局検査を含む。）の場合には地方農政局協同組合等改革推進プロジェクト・チーム（沖縄総合事務局は農林水産部経営課）（以下「地方農政局等」という。）官房検査部の行った検査の場合には協同組織課（信用事業を併せ行う農業協同組合（以下本項において「総合農協」という。）の検査に係るものについては協同組織課及び農林水産省経営局金融調整課（以下「金融調整課」という。））とする。

0 - 5 - 2 検査終了後

指導監督部局は、検査指摘内容の把握と監督事務の円滑な実施を図るため、協同組合検査基本要綱（平成9年10月1日付け9組検第2号農林水産事務次官依命通知）第8の1に基づき検査終了後に実施する検査報告会に必ず出席するものとする。

0 - 5 - 3 報告命令の発出等

- （1）指導監督部局は、検査書の交付日と同日付で、組合等に対し、当該検査書における指摘事項のうち必要と認めるものについての事実確認、発生原因分析、改善策、その他を取りまとめた報告書を1ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第93条に基づき求めるものとする（様式については、別紙様式2 - 1を参照）。
- （2）上記報告書が提出された段階で、組合等から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査担当部署とも密な連携を図るものとし、検査責任者又はこれに準ずる者及び検査書の審査を担当した者又はこれに準ずる者の出席を原則として確保するものとする。
- （3）検査結果及び法第93条に基づく報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第93条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。また、自主的な改善努力に委ねたのでは当該組合等の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、法第94条の2に基づく業務改善を求めるものとする。

なお、検査結果及び法第93条に基づく報告書の内容等により、組合等（子会社を除く）の業務又は会計に法令及び定款等に違反する事項を認めるときは、法第95条に基づき必要な措置を採るべき旨を命ずるものとする。

- （4）上記（1）又は（3）に基づく命令により報告書が提出された場合及び法第94条の2又は法第95条に基づく命令又は指示を発した場合は、

指導監督部局が協同組織課（総合農協の検査に係るものについては協同組織課及び金融調整課）である場合は、協同組織課から

指導監督部局が地方農政局等である場合は協同組織課を經由して官房検査部に報告するものとする。

0 - 5 - 4 自己資本基準未達組合に対する指導

オフサイトモニタリングや検査により、組合が施行令第3条の2（自己資本の基準）又は第3条の3（信用事業に係る経理の他の経理への資金運用の基準（以下「他部門運用基準」という。））に定める基準に達していない（他部門運用基準については基準を超過している）と認められる場合又は多額の投資計画があり同基準を下回る（他部門運用基準については基準を超過する）ことが確実と見込まれる場合は、以下により早期に基準に達するよう是正を促すものとする。

- (1) 施行令第3条の2又は第3条の3に定める基準に達しない組合（他部門運用基準については基準を超過している組合）又は基準を下回る（他部門運用基準については基準を超過する）ことが確実と見込まれる組合に対しては、直ちに改善又は投資抑制を指導する必要があるが、組合の財務状況や必要不可欠な固定資産投資の発生等を勘案した場合、計画的な改善努力を促す方が円滑かつ着実な実効を確保できる場合も考えられることから、こうした組合に対しては、法93条第1項後段の規定に基づき、自己資本の増強等を内容とする改善計画の提出を求め、当該計画の実効性、妥当性を審査するとともに、その実行が図られるよう指導するものとする（改善計画の様式については、別紙様式2-2を参照、厚生連については別紙2-3を参照）。
- (2) 上記(1)により提出を求めた組合に対しては、毎年度ヒアリングを実施し、その進捗状況の確認を行うものとする。
- (3) 上記(2)のヒアリング等を通じ、組合が改善計画の実践に意識的に取り組まず又は自主的な改善努力に委ねていては改善が図られないと認められる場合には、法第94条の2に基づく業務改善又は法第95条に基づき必要な措置を採るべき旨を命ずるものとする。

0 - 5 - 5 都道府県の対応

都道府県においても検査書の交付日と同日付けで法第93条に基づく報告を求める等、国に準じた対応が行われることが望ましい。

0 - 6 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律への取組の強化

0 - 6 - 1 公正取引委員会との連携

組合は、法第9条の規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（「独占禁止法」という。）の一部が適用除外とされている。しかしながら、「不公正な取引方法」については、適用除外となっておらず、これまでも、公正取引委員会による排除措置命令等が行われている。

こうした事実を踏まえ、「不公正な取引方法」については、厳しくチェックしていく必要があることから、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いのある事実を知り得た場合には、公正取引委員会に対し、当該事実を連絡するなど、連携を図り対応していくものとする。

0 - 6 - 2 報告命令・改善命令の発出

組合により、不公正な取引方法が行われた場合には、公正取引委員会により独占禁止法第20条に基づく排除措置命令が発せられることが想定される。

しかしながら、当該命令においては、同条により「当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置」を命ずることとされていることから、必ずしも再発防止に向けた取組までを求める内容とならない場合もあると考えられる。

このような場合には、不公正な取引を行った組合に対し、独占禁止法違反の再発を防止するために講じた措置等について、法第93条に基づく報告を求めるものとするとともに、必要に応じ、法第94条の2に基づく業務改善又は法第95条に基づく必要な措置を採るべき旨を命じ、当該組合での独占禁止法違反の再発を防止するための体制整備等の構築及び実行を命ずるなどの措置を講ずるものとする。

0 - 6 - 3 都道府県の対応

都道府県におかれても、所管する組合が独占禁止法違反によって公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合において、当該措置のみでは十分でない認められる場合には、国に準じた対応を行うことが望ましい。

0 - 7 行政処分を行う際の留意点について

0 - 7 - 1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

0 - 7 - 1 - 1 行政処分

組合及び中央会並びに農事組合法人（以下本項において「組合等」という。）に行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、法93条に基づく報告徴求命令、法第94条の2に基づく業務改善命令、法第94条の2に基づく業務停止命令、法第95条に基づく必要措置命令、法第95条に基づく業務停止又は役員の変更の命令、法第95条に基づく規程の承認の取消し、法第95条の2に基づく解散命令があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

（1）法第93条に基づく報告徴求

立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件等届出書など）を通じて、組合等のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合においては、法第93条に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。

報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第93条に基づき、追加報告を求めることとする。

（2）法第93条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、組合等の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（1）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。

必要があれば、法第93条に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

(3) 法第94条の2に基づく業務改善命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、例えば、法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、組合の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、法第94条の2に基づき、当該事業の健全な運営を確保するため業務の改善計画の提出とその実行を命ずること又は監督上必要な命令をすることを検討する。

(4) 法第94条の2に基づく業務停止命令

上記(3)の業務改善命令を発出する際、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務の改善に専念させる必要があると認められる場合においては、法第94条の2に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して当該業務の停止を命ずることを検討する。

(5) 法第95条に基づく必要措置命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、法令、法令に基づく行政処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程に違反すると認められるときは、法第95条に基づき、必要な措置を採るべき旨を命ずることを検討する。

(6) 法第95条に基づく業務停止命令又は役員改選の命令

組合等に対し上記(5)の必要措置命令を発出したにもかかわらず、組合等が当該命令に従わない場合は、法第95条第2項に基づき、当該業務の全部若しくは一部の停止又は役員改選を命ずることを検討する。

例えば、一部の理事による独断専横のため、理事会が機能していないなどにより、改善に向けた真摯な取組が組織として行われていない場合には、本措置を命ずることを検討する。

(7) 法第95条に基づく規程の承認の取消し

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、組合等が信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程に定めた特に重要な事項に違反していることが認められ、上記(5)の命令を発出したにもかかわらず、これに従わないときは、法第95条に基づき、違反した事業に係る規程の承認の取消しを検討する。

(8) 法第95条の2に基づく解散命令

組合等に対し、上記(5)の必要措置命令を発出したにもかかわらず、当該命令に従わず、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不相当と認められる場合においては、法第95条の2に基づく解散命令を検討する。

注)上記(3)(4)(5)又は(6)の行政処分と同時に、制度改革等により可能となった新規業務への進出を一定期間行わせないこととする等の措置を命ずることが検討される場合がある。

0 - 7 - 1 - 2 行政処分を検討する際に勘案すべき要因

上記0 - 7 - 1 - 1の(3)から(8)までの行政処分を検討する際には、以下の(1)から(3)までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

(1) 当該行為の重大性・悪質性

公益侵害の程度

組合等が、例えば、利用者の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品等を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品等を販売し続ける行為を行うなど、組合等の行為が悪質であったか。

行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

組織性の有無

当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

(2) 行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。

内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、組織内教育が十分になされているか。

(3) 軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、組合等自身が自主的に業務の改善のための取組を行っている、といった軽減事由があるか。

0 - 7 - 1 - 3 標準処理期間

0 - 7 - 1 - 1の(3)から(8)までの不利益処分をしようとする場合には、上記0 - 7 - 1 - 1の(1)の報告書を受理したとき、又は不祥事件等の届出(法第93条に基づく報告を求めた場合は、当該報告書)を受理したときから、原則としておおむね1ヶ月(処分が地方農政局等を経由して農林水産本省において行われる場合、処分が地方農政局等において行われるが農林水産本省との調整を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は、おおむね2ヶ月)以内を目途に行うものとする。

(注1)「報告書又は届出を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

複数回にわたって法第93条に基づく報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

提出された報告書又は届出に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2)弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注3)標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

0 - 7 - 1 - 4 法第94条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

法第94条の2に基づき業務改善命令又は法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合には、当該命令に基づく組合等の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、組合等の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

(1)法第94条の2に基づき業務改善命令又は法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合等に対して、当該組合等の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来するまでの間報告を行うことにより、当該組合等の報告義務は解除される。

(2)法第94条の2に基づき業務改善命令又は法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合等に対して、当該組合等の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善命令に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告や0 - 5 - 2により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

0 - 7 - 2 行政手続法との関係等

(1)行政手続法との関係

組合等(中央会を除く)に対し上記0 - 7 - 1 - 1(3)から(5)の不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第13条第1項第2号に基づき弁明の機会を付与し、上記0 - 7 - 1 - 1(6)から(8)までの不利益処分をしようとする場合には、同法第13条第1項第1号に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。

また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。

(注) 行政手続法第4条第2項第2号により、中央会は、同法第2章及び第3章の適用除外となる。

(2) 行政不服審査法との関係

組合等に対し上記0-7-1-1(1) (3)から(8)までの処分をしようとする場合には、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

組合等に対し上記0-7-1-1(1) (3)から(8)までの処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

0-7-3 意見交換制度

0-7-3-1 意義

不利益処分を行おうとする場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前に、組合等からの求めに応じ、指導監督部局と組合等との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

0-7-3-2 監督手法・対応

法第93条に基づく報告徴求命令に係るヒアリング等の過程において、自組合等に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した組合等から、当局の幹部(注1)と当該組合等の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合(注2)であって、当局が当該組合等に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

(注1) 当局の幹部の例：経営局担当課室長又は地方農政局等担当課長以上

(注2) 組合等からの意見交換の機会の設定の求めは、当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての法第93条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

0-7-4 関係当局等との連携及び連絡

(1) 地方農政局等において、上記0-7-1-1(1)から(8)の不利益処分をしようとする場合には、協同組織課(信用事業を行う組合に対し処分をしようとする場合には金融調整課)との十分な連携により、これらの事務を行うものとする。

また、必要に応じて、地方農政局等間において密接な連携に努め、さらに、必要に応じて関係当局等への連絡を行うものとする。

(2) 協同組織課(信用事業を行う組合に対し処分をしようとする場合には金融調整課)

において、上記0 - 7 - 1 - 1 (1) から (8) の不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外監督当局等への連絡を行うものとする。

0 - 7 - 5 不利益処分の公表に関する考え方

上記0 - 7 - 1 - 1 (3) から (8) までの不利益処分については、他の組合等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により組合等の経営改善に支障が生じるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

0 - 8 個人情報の保護に関する法律に関する取組について

総合事業体である組合においては、その取り扱う個人情報も多く、個人情報漏えい等による社会的影響はもとより、農協経営に対する影響も大きいことから、個人情報取扱事業者として各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報ガイドライン（農林水産省版）はもとより、他の事業分野に関するガイドラインを遵守する必要がある。

特に、個人情報保護管理者の設置を含めた責任体制の確保、事業者が行う措置の対外的明確化等により、組合が個人情報を適切に管理する態勢となっているか指導を徹底する必要がある。

なお、組合は、個人情報保護法違反又は同法違反のおそれが発覚した場合には、個人情報ガイドライン（農林水産省版）第10 - (6)の規定に基づき、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、都道府県知事に報告するよう努めることとされているが、都道府県知事に対しては当該報告を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月20日までに地方農政局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局、北海道にあっては協同組織課）あて報告するよう要請するものとする。

ただし、漏えいした個人情報の量が多い事案（おおむね500件以上）、機微情報が漏えいしているなど二次被害の可能性がある事案、類似事案の発生する可能性が大きい事案については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第11条第3項に基づき、農林水産大臣自ら個人情報保護法第32条から第34条に基づく事務を行うことを検討する必要があることから、こうした事案が発生した場合については、速やかに都道府県知事から地方農政局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局、北海道にあっては協同組織課）に対して報告するよう要請するものとする。

また、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、協同組織課あてに報告するものとする。

1 組合の組織

1 - 1 組合の設立、定款変更及び解散

組合の設立、定款変更及び解散の認可に係る手続は、以下によるものとする。

1 - 1 - 1 申請書類

組合の設立、定款変更及び解散の認可に係る申請書の受理に当たっては、法第59条第2項（法第64条第3項において準用する場合を含む。）において申請者に対して設立等に関する報告書を要求できることとされていることに基づき、法第59条第1項において提出を求めている定款及び事業計画書を含め、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書（定款や事業計画書等の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めるものとする。

(1) 設立に係る認可申請書類

設立認可申請書（様式については、別紙様式3を参照）

理由書

定款

事業計画書

設立経過報告書

法第55条に規定する発起人会の開催に関する書類（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類）

法第56条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類（設立目論見書、設立準備会公告の写し）

法第57条に規定する設立準備会の開催に関する書類（定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し）

法第58条に規定する創立総会の開催に関する書類（創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録（謄本））

その他必要な書類（組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等）

(2) 定款の変更に係る認可申請書類

定款変更認可申請書（様式については、別紙様式4を参照）

理由書

定款変更新旧対照表

定款全文（現行のもの）

定款変更の議決をした総会（総代会）議事録（謄本）

その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

(3) 定款変更に係る届出

定款変更届（様式については、別紙様式4-2を参照）

理由書

定款変更条文新旧対照表

現行定款全文

定款変更の議決をした総会（総代会）議事録（謄本）

その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

（４）解散に係る認可申請書類

解散認可申請書（様式については、別紙様式５を参照）

理由書

解散の議決をした総会（総代会）の議事録（謄本）

清算人名簿

解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）

その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

1 - 1 - 2 審査要領

組合の設立、定款変更及び解散に関し、法第59条第1項（設立）、第44条第2項（定款変更）及び第64条第2項（解散）に基づき認可を行う場合は、次の事項（解散の認可にあっては、形式的事項に限る。）について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。

（１）形式的事項

申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。

申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。

定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。

決定手続きは法第44条、第46条等に照らし、適法に行われているか。

（２）内容に関する事項

目的、事業等の基本的事項（総則）は、法第1条、第10条等の規定に照らし適正か。

事業の執行の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

組合員に関する規定は、法第12条の規定の範囲となっているか。

経費の分担に関する規定は、会員間の公平性が確保できるものとなっているか。

会計の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

役職員の規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

総会に関する規定は、法第43条の2、第44条等の規定に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。

組合による事業活動の遂行において、当該活動が疎かになる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。

地区の重複する組合が複数設立される場合においては、当該組合が相対立する方針に基づいて事業を実施するなどにより、かえって当該地区の農業の振興を図る上で支障が生じるおそれがないか。

1 - 1 - 3 留意事項

（１）地区の重複についての取扱い

農協はその事業活動を通じて組合員に奉仕することを目的としているが、多様化する組合員ニーズのすべてに的確に応えることが困難となっており、組合のサービスに満足しない組合員も増えている。組合員へのサービス向上のためには、当該組合が改善の努力をすることが基本であることはいうまでもないが、それぞれの農協がサービス面での競争を行うよう、多様な組合の設立を可能とすることも必要である。

すなわち、組合の地区が重複することについては、組合相互間の適正な競争によるサービスの質の向上や隣接組合が異なる共同利用施設を所有している場合において隣接地区の農民が当該施設の組合員として利用ができること等により組合員として利便性が向上するといったメリットがある。

このため、地区の重複により、農協合併の推進、地域農業の振興、組合運営の健全性確保等に支障が生じる場合を除き、地区の重複を認めることとしたが、地区の重複が地域農業の振興上著しい支障となるかどうかについて、判断の参考にするため、法第60条第2項に基づき、関係市町村及び関係都道府県農業協同組合中央会（以下「都道府県中央会」という。）との協議を義務付けている。

協議を受ける関係市町村及び関係都道府県中央会は、重複する地区をその地区の全部又は一部とする市町村及び都道府県中央会であり、複数ある場合は、そのすべてに協議するものとする。なお、関係市町村及び関係都道府県中央会に協議を行っている期間は、法第61条第1項に定める期間に算入され、行政庁は当該期間が満了するまでに合理的な理由を示して不認可処分としない限り、設立が認められることに留意する必要がある。

（2）全国農業協同組合中央会の定める模範定款例との関係

認可申請のあった定款の内容が、法第73条の22第3項の規定に基づき全国農業協同組合中央会（以下「全国中央会」という。）の定める模範定款例と同じ場合には、速やかに認可するものとする。模範定款例と異なる定款を有する組合の設立又は定款の変更の申請がなされた場合においては、模範定款例に比して、組合運営の健全性がより高まる場合には、速やかに認可することとし、そうでない場合には、当該組合の実情に照らし合理性があるか、組合員の利益につながるかを厳正に審査するものとする。

（3）理事及び経営管理委員の定数に係る取扱い

理事及び経営管理委員の定数に関する定款の審査については、以下の方針によるものとする。

非常勤理事数について

ア) 非常勤理事を増加させることは理事会の開催を困難なものとし、開催頻度が低下する可能性が高いので、好ましくないものと考えられる。

イ) このため、非常勤理事数を増加させようとする組合については、定款変更を認可せず経営管理委員会制度を導入するよう指導するものとする。

常勤理事数について

業務執行体制を強化する上で、職務に専念する常勤理事を増加させることは望ましいことから、組合の事業に関し専門的知識を有する者を登用するためなど業務執行が

強化されることが明らかな場合には、定款変更を認可するものとする。

経営管理委員数について

ア) 経営管理委員は、業務執行に農業者等の意見を反映させることを主眼とするものであり、理事会のように頻繁に開催する必要もないことから、人数がある程度多くても差し支えないものと考えられる。

イ) したがって、経営管理委員会制度導入に際して、経営管理委員数が従来の非常勤理事数より多くなっても差し支えない。

ウ) また、女性や青年農業者等の担い手の声を反映させるため、これらの者の経営管理委員への就任を確実なものとなるよう、担い手枠等を設置することが望ましい。

エ) 経営管理委員会制度の導入後、経営管理委員数を増加させようとする場合についても、基本的に定款変更を認可して差し支えない。

(4) 学識経験役員 の 取 扱 い

全国中央会の定める模範定款例においては、常勤の理事及び監事の資格要件として「組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものでなければならない」という規定(以下「フィット・アンド・プロパー規定」という。)を盛り込んでいる。

従来の農林水産省の指導方針や模範定款例では、組合の業務執行体制の強化を図るため、組合の業務に永年従事していた者など事業内容につき十分な識見と能力を有する者を「学識経験者」と呼び、役員のうち一定数を充てるよう指導してきたところである。

しかしながら、全国中央会では、

この「学識経験者」に関する規定は、当初想定していた役員の適性を表すものとしてではなく、単に「職員出身の役員」の員数を確保するための規定と理解・運用されてきたこと、

常勤役員の適性を表す点では、銀行法や農林中央金庫法でも用いられているフィット・アンド・プロパー規定の方が具体的で適切であること、

信用事業を行う組合には常勤理事3人以上の設置が義務づけられることから、実態上も、実務に精通した者が理事に就任する途は広がること、

そもそも「学識経験者」という言葉自体が行政指導によるものであり、行政通知を廃止した段階で根拠を失っていること、

等を踏まえ、「学識経験者」に関する規定を廃止し、代わりに、フィット・アンド・プロパー規定を導入したものである。

このため、定款変更の認可に当たっても、「学識経験者」に関する規定は、模範定款例に従い、フィット・アンド・プロパー規定に置き換えるよう指導するものとする。

なお、実務に精通した者が役員に就任しているかどうかについては、行政検査等でチェックし、不十分と認める組合には定款違反として指導を行うものとする。

(5) 女性 役 員 の 登 用 に つ い て

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づく男女共同参画基本計画(第2次)においては、女性が農業就業人口の過半を占め、農業や農村社会で重要な役割を果たしていることを踏まえ、女性の農協役員等への登用を図るため、女性役員等の

参画目標の設定、定期的なフォローアップの強化等を求めている。

また、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく食料・農業・農村基本計画においても、同様に、農協の女性役員等の参画目標の設定及びその達成に向けた普及啓発等を推進することとされている。

これらのことを踏まえつつ、また女性の参画を促進し、農協の経営に多様な視点を導入することにより、農協の改革が促進されるものと考えられることから、女性役員枠を設置することなどにより、農協における女性の役員への就任が促進されるよう指導するものとする。

なお、農協の男女共同参画の促進においては、その趣旨の周知、先進農協での取組の紹介などにより、女性が農協の意思決定に参画できる環境の整備を図ることが重要であることから、中央会においてもJ A全国大会決議等を踏まえた取組を行うよう指導するものとする。

1 - 1 - 4 非課税措置の適用を受ける厚生連に対する適切な管理について

(1) 法人税法上の要件の管理について

医療法（昭和23年法律第205号）第31条の規定に基づく公的医療機関を設置する厚生（医療）農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）については、法人税法上一定の要件に該当するものにつき、財務大臣の指定を受けて公益法人等課税（収益事業課税）の適用を受け、かつ、厚生連が行う医療事業及び老人福祉事業については、収益事業に該当しないこととされている。このため、これらの要件として定められた事項に変更がある場合には、事前に財務省主税局に対して報告する必要があることから、その取扱いについて以下のとおり指導するものとする。

法人税法別表2 関係

厚生連において、次に該当する事由が生じる場合には、事前に所管地方農政局（その地区が県の区域未満の厚生連については、県の厚生連所管部局を通じ地方農政局）を通じ（その地区が北海道を区域とする厚生連については直接）、協同組織課まで報告するよう指導するものとする（において同じ。）。

ア）主たる事務所の移転（住居表示の変更を含む。）

イ）合併及び解散

ウ）医療事業の廃止又は全部の譲渡

エ）病院又は診療所の設置（病院から診療所・特別養護老人ホーム等への転換を含む。）移転、譲渡及び廃止

法人税法施行規則第5条の2 関係

厚生連が、法人税法施行規則第5条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する要件を満たす旨を証明する書類として都道府県知事の証明書が添付されているが、当該証明を受けた内容に変更が生じる場合には、事前に都道府県衛生主管部局へ報告するよう指導するものとする。

なお、当該報告書の写しを所管地方農政局を通じ、協同組織課まで報告するよう指導するものとする。

(2) 定款の必要記載事項について

法人税等の非課税措置を受ける厚生連の定款変更については、定款に以下の定めが規定されていることが必要であることに留意して指導するものとする。

事業は、医療に関する事業、保健に関する事業及び老人の福祉に関する事業並びにこれらに附帯する事業に限定すること。

出資に係る剰余金配当は行わないこと。

解散したときは、その残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の厚生連に帰属すること。

(3) 附帯事業の範囲について

厚生連の非課税事業の範ちゅうに含まれる附帯事業については、以下の基準によるものとする。また、定款を受けて厚生連の内部規定として定める規約において具体的な内容が規定されていることが非課税事業の判断において必要となることから、その点に留意して審査を行う。

なお、附帯事業の範ちゅうへ該当するかどうか懸念される事業がある場合には、規約変更在先立って行政庁へ照会を行うよう指導する。また、照会があった場合において回答に当たって判断がつかないもの等については、地方農政局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局、北海道にあっては直接）は、協同組織課へ連絡する。

附帯事業の範囲

ア) 医療に関する事業の附帯事業

- ・医学の調査、研究
- ・看護師等の養成
- ・患者のための生活用品等の供給
- ・患者のための車両運行等

イ) 保健に関する事業の附帯事業

- ・医療品等の供給
- ・保健に関する調査、情報の提供等

ウ) 老人の福祉に関する附帯事業

- ・利用者のための生活用品等の供給
- ・老人の福祉に関する調査、教育及び情報の提供等

附帯事業の具体的な内容について

ア) 患者のための生活用品等の供給：病院、診療所内において患者の利便のため必要な生活用品等の供給に限るものとする。例としては、以下のものが考えられる。

- ・売店、食堂、病院等に一般的に必要なとされる施設
- ・自動販売機（飲食物、ガス、氷、ランドリー、電話等）

イ) 患者のための車両運行：地域の交通事情等により患者のために必要やむを得ない車両の運行に限るものとする。

ウ) 医薬品等の供給：医療又は健康管理に必要な医薬品等の供給とし、医療又は健康管理指導を前提としたものに限るものとする。例としては、医薬品、体温計、包帯等を配置家庭薬、調剤薬局の方法により供給するものが考えられる。

なお、医薬品の製造は、医薬品の供給に当たり、必要やむを得ないもので補完的に行われるものに限ることとする。

エ) 老人福祉事業の利用者のための生活用品等の供給：療養型病床群を有する病院、老人保健施設内における利用者の利便のため、又は在宅サービス利用者の介護・療養の利便のために必要な生活用品等の供給に限るものとする。例としては、以下のものが考えられる。

- ・おむつ用品、清掃用具、集尿器、褥瘡予防用具等消耗品の販売
- ・車椅子、リフト、ベット等耐久品の販売、貸与

オ) 老人の福祉に関する調査、教育及び情報の提供：例としては、以下のものが考えられる。

- ・福祉・介護に関する制度、実態等に関する調査・研究
- ・ホームヘルパー等、介護・福祉専門職者の養成、及び養成研修会への講師派遣、実務研修の受け入れ
- ・福祉制度、介護技術、事例等の情報提供等

(4) 賦課金を課す場合について

賦課金を課することができる旨の規定をもつ厚生連にあっては、賦課金の趣旨を踏まえてその対象事業を非収益事業に限定し、その旨についても具体的に明記されていることが必要であることにも留意する。

1 - 2 業務及び執行体制

1 - 2 - 1 業務運営について

組合の業務運営に当たっては、次に掲げる事項について実態把握に努めるとともに、改善が必要であると認める場合には、適正な運営が図られるよう是正指導を行うこととする。

(1) 組合員資格の確認

組合の組合員たる資格は、法第12条第1項に掲げる者で当該組合の定款で定める者とされている。特に、正組合員については、組合の管理運営に参画する権利（役員の選挙権、総会の議決権等のいわゆる共益権）を有することから、その資格の有無を確認することは、農業者の組織する組合としての性格を維持するために、極めて重要である。このため、当該組合の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを1年に1回以上定期的に確認し、資格を満たさない者については資格変更手続を行う等その適切な管理を行う必要がある。

(2) 員外利用制限の遵守

組合が行う事業は本来組合員の利用に供することを第一とするものであり、組合員以外の利用は、法第10条第17項に規定するように、組合員の利用に差し支えない一定の限度内に限り認められているものである。

このため、組合に対して員外利用の制限を遵守するよう指導を徹底する必要がある。

また、組合は員外利用制限を遵守するため、法第10条第1項各号に定める事業の実態に即して、事業利用者が組合員及び法第10条第22項で定める組合員と同一世帯に属する者等（みなし組合員）であることの確認方法を定めるとともに、組合員・みなし組合員と員外利用者の事業分量を把握できる体制を整備する必要がある。

(3) 准組合員制度の運用について

正組合員の減少と准組合員の増加が恒常的となり、正准比率が逆転する組合も見受けられる状況において、非農業者である准組合員の増加により、その事業運営が正組合員の利用メリットの最大化に支障をきたすことのないよう事業運営には十分留意する必要がある。

1 - 2 - 2 職員兼務理事について

職員兼務理事については、組合にとっては実務に精通した者の理事への登用を促し、理事の専門性の発揮に資するという面があると考えられる。

しかしながら、業務を執行する理事が職員と兼務することには、当該理事の職員としての身分において組合との雇用関係が継続していることから、当該理事による他の理事へのけん制が適正に行われなくなるおそれもある。特に、信用事業を行う組合で常勤理事が法定下限の3人しかいないようなときには、こうした支障が生じることのないよう十分留意する必要がある。

したがって、職員兼務理事を含む常勤理事3人体制の信用事業を行う組合で、理事のけん制機能が適正に発揮されていないような場合には、職員兼務理事を解消すること等により、組合業務の一層の高度化・専門化に対応した責任ある業務執行体制を確保するよう指導するものとする。

1 - 2 - 3 信用事業専任理事について

信用事業専任の理事として選任された者は、その職務に専念し、信用事業の健全かつ円滑な実施に努めるのが基本ではあるが、信用事業と関連する業務まで一切禁止されると事業運営上支障が生ずることも考えられる。

農業協同組合が行う共済事業については、共同事業契約を通じて全国共済農業協同組合連合会が共済責任の全部を有し、共済金の支払決定も全国共済農業協同組合連合会都道府県本部において行われていること等から、農業協同組合段階だけで事業リスクを負うものではなく、また、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）の適用を受けるなど、信用事業との関連性が強い事業である。

このようなことから、信用事業の業務執行に支障を与えないと認められる農業協同組合においては、信用事業担当理事が共済事業を担当することもやむを得ないと考えられる。

しかしながら、農業協同組合段階においても、共済契約推進のための組合員等への対応を行い、共済金支払いに係る損害調査・査定を全国共済農業協同組合連合会都道府県本部と分担して実施するなど、共済事業について共済契約者保護の観点等に対応した適正な業務執行の責任を有しているところである。

また、信用事業の規模が大きい農業協同組合であって、不良債権比率が高い場合、または不祥事件等の発生がみられる場合等には、信用事業専任理事の他に審査等を担当する理事を別に置くことなどにより、相互にけん制することが望ましいが、現実には、そのような農業協同組合であっても、一人しかいない信用事業専任理事が共済事業を兼任している場合がある。

以上を踏まえ、信用事業の規模が大きく、不良債権・不祥事件等の問題を抱えている組

合であって、信用事業にかかる理事を複数設置すること等による相互けん制が行われておらず、かつ信用事業専任理事が共済事業を兼任している場合には、共済事業との兼任を解消するなど、信用事業専任理事の担当範囲の明確化を通じた信用事業の職務に専念する体制の構築と、共済を担当する理事を含めた他の理事とのけん制機能の発揮を促すよう指導することが望ましい。

1 - 2 - 4 総会への役員選任議案提出の留意事項

「理事等の選任に関する議案」又は「監事の選任に関する議案」を総会に提出する場合における総会参考書類に記載すべき事項のうち、「当該組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要」の記載に係る「特別の利害関係」に該当するものは、法第30条第11項及び法第30条の2第3項において、組合員が役員として組合運営に当たることを原則としていることにかんがみ、例としては、以下のようなものが考えられる。

組合が行っている事業の利用に関し、その候補者との間で行う定型的な取引以外の取引関係（その候補者が組合員又は会員たる法人（組合の100%子会社は除く。）・団体の代表者又は代理人として取引関係の当事者となっている場合を含む。次のにおいて同じ。）

財産の譲渡・譲受け等組合の行う事業の利用に係る取引以外の取引関係
法第42条に該当すると思われる関係 等

なお、積極的な情報開示の観点から、広く組合の事業の利用関係を記載することは差し支えない。

1 - 2 - 5 経済事業未収金の適切な管理に係る指導

経済事業未収金については、次の事項等に留意して適正な管理を行うよう指導するものとする。

- (1) 取引品目、取引先等に応じて、決済期間が適切に設定されているか。
- (2) 貸出金等他の債権との名寄せを行う等適切な与信先管理を行うとともに、未収金が期日までに回収できない場合にはその管理・回収が適切に行われているか。
- (3) 契約で遅延損害金を請求することができることとしている場合には、その額が法令に従い適正に定められるとともに、遅延損害金の請求、減免等が内部手続を経て適切に行われているか。

1 - 2 - 6 米穀等の共同計算について

組合における米穀等の共同計算については、次に掲げる事項についての実態把握に努めるとともに、適正な運営・管理が図られるよう指導するものとする。

- (1) 生産者と農業協同組合の間（農業協同組合連合会の場合は、農業協同組合と農業協同組合連合会の間）で、共同計算実施に係る契約が締結されているか。
- (2) 共同計算全体について、その運営ルールが明確化され、それが生産者に開示されているか。
- (3) 共同計算に係る業務についての職務権限が内部規程等で明確にされているとともに、

当該内部規程、就業規則等に基づき、適正に業務が遂行されているか。

- (4) 共同計算の運営に当たり、重要な事項については、理事会や生産者の参加する審議会等の議を経て決定することとされているか。
- (5) 定期的に収支・在庫状況を確認するとともに、共同計算の運営・精算等を適正に実施しているかを定期的に監査するなど客観的な管理・監査体制が構築されているか。
- (6) 各品目ごとに適切な期間を設定し、早期に精算を行っているか。
- (7) 共同計算の支出する項目は、その用途等（支出目的、支出範囲、支出基準等）が、内部規程等で明確にされるとともに、当該内部規程等に従い、適切に支出されているか。
- (8) 共同計算運営に係る情報（共同計算の収支結果、生産者手取額等）を会員及び組合員に対し、分かりやすく適切に開示しているか。

1 - 3 休眠組合への対応

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある組合については、これを放置した場合には、当該組合を利用した悪質かつ不正な事件が発生し、周辺の組合の健全な事業運営に支障を来すおそれ等があることから、組合の実態調査等の結果、休眠状態であることを確認した場合においては、当該組合の解散も含めた指導監督を行うものとする。

2 各種規程の承認等

組合の各種規程の承認等に係る手続きは、以下によるものとする。

2 - 1 農地信託規程の承認

2 - 1 - 1 申請書類

法第11条の23第1項又は第3項の規定に基づく信託規程(以下「農地信託規程」という。)の設定又は変更若しくは廃止の承認申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類(理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等)がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

(1) 設定承認申請書類

農地信託規程承認申請書(様式については、別紙様式6を参照)

理由書

農地信託規程全文

規程を定める議決をした総会(又は総代会)の議案及び議事録(謄本)

(2) 変更承認申請書類

農地信託規程変更承認申請書(様式については、別紙様式7を参照)

理由書

農地信託規程変更新旧対照表

農地信託規程全文(現行のもの)

規程変更の議決をした総会(又は総代会)の議案及び議事録(謄本)

(3) 廃止承認申請書類

農地信託規程廃止承認申請書(様式については、別紙様式8を参照)

理由書

規程廃止の議決をした総会(又は総代会)の議案及び議事録(謄本)

2 - 1 - 2 審査要領

(1) 農地信託規程の設定又は変更の承認を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。

施行規則第50条に規定する記載事項が農地信託規程に記載されていること

事業実施組合は、信用事業を行う組合に限られること

農地法等の法令に違反することとならないこと

事業運営の健全性その他組合員の利益保護が十分に確保されていること

信託財産の貸付け及び売渡しに関する事項が組合員の農業経営の改善に資するよう定められていること

(2) 農地信託規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため、上記(1)の要件を確保するために必要最小限の条件を付すことができる。

2 - 1 - 3 留意事項

- (1) 施行規則第 1 条第 2 号の「農地又は採草放牧地の利用のため必要な建物その他の工作物」とは、農道、農機具小屋、水利施設等を指すものであり、住宅は含まれない。
- (2) 農地等の信託も信託の一種である以上、当然、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けることとなるが、この事業が組合によって行われること及び一定の政策目的の実現のために認められた事業であることから、法第11条の24から第11条の28までに規定するところにより、信託法上必要な特例の設定および不適当な条文の適用除外の措置が講じられている（なお、本事業は、組合員を対象とする組合の事業であるから、営業として行われる信託事業の規制法である信託業法（大正11年法律第65号）は適用されない）。
- (3) 農地信託規程の廃止の承認に当たっては、農地等の信託が終了しても、信託財産を委託者又はその一般承継人に現実に引き渡すまでの間は、なお、信託が継続するものとみなされ、受託者は、従来どおりの管理を続ける必要がある。

2 - 2 宅地等供給事業実施規程の承認

2 - 2 - 1 申請書類

法第11条の29第 1 項又は第 3 項の規定に基く宅地等供給事業実施規程の設定又は変更若しくは廃止の承認申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

(1) 設定承認申請書類

宅地等供給事業実施規程承認申請書（様式については、別紙様式 6 を参照）

理由書

宅地等供給事業実施規程全文

規程を定める議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

(2) 変更承認申請書類

宅地等供給事業実施規程変更承認申請書（様式については、別紙様式 7 を参照）

理由書

宅地等供給事業実施規程変更新旧対照表

宅地等供給事業実施規程全文（現行のもの）

規程変更の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

(3) 廃止承認申請書類

宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書（様式については、別紙様式 8 を参照）

理由書

規程廃止の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

2 - 2 - 2 審査要領

- (1) 宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。

施行規則第51条に規定する記載事項が宅地等供給事業実施規程に記載されているこ

と

事業実施組合は、出資組合に限られること

- (2) 宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。

2 - 2 - 3 留意事項

- (1) 組合が宅地等供給事業を実施する場合には、法第8条により組合員の委託に基づき行うことを原則とし、自らの収益追求のみを目的として同事業の実施することのないよう適正な事業実施が図られるよう指導監督することとする。
- (2) 法第10条第5項第1号の「転用相当農地等」とは、当該土地が農地であれば当然に農地法に基づく転用許可を受けることができるような土地である必要がある。また、同号の「農地その他の土地」とは、公共用のものを除くすべての土地（水田、畑、採草牧草地、山林、宅地など）を指すものである。
- (3) 組合が宅地等供給事業を行う場合には、次の法令等の制約があることを周知する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）に関する事項

都市計画区域又は準都市計画区域内の区域若しくは当該区域外の区域において宅地造成等の開発を行う場合には、都市計画法第29条の規定により都道府県知事等の許可を要することとなっているので、転用相当農地等の区画形質の変更を行う場合には十分注意する必要がある。特に、市街化調整区域において開発行為については、都市計画法第34条により開発行為の制限がされている。

農地法（昭和27年法律第229号）に関する事項

宅地等供給事業により、組合が農地を取得する場合及び組合員の委託により農地の区画形質の変更を行う場合には、農地法第4条又は第5条の規定により都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けること（市街化区域内農地にあつては届出）を要する。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に関する事項

組合が宅地等供給事業として転用相当農地等の売渡し又は売渡しのあっせん、貸付けのあっせん（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は売渡しのあっせん、貸付けのあっせんを含む。）を行う場合には、宅地建物取引業者に該当するため、宅地建物取引業法第3条の規定により都道府県知事又は国土交通大臣の免許を受けることを要する。

借地借家法（平成3年法律第90号）に関する事項

土地の貸付けの事業において建物の所有を目的とする借地権（地上権又は賃借権）を設定する場合又は建設した住宅を貸し付ける場合には、借地借家法の規定が適用される。

- (4) 組合が、法第10条第5項第2号又は第3号の事業により住宅その他の施設を建設する場合には、当該事業は宅地等供給事業を全体として円滑、かつ、一体的に実施するために補完的に必要となる場合を想定して開かれたものであることから、次の場合に限り行われるよう指導すること。

住宅については、本事業により住宅団地等を建設する場合において一部組合員に住宅建設の意欲がない等の理由により組合員自身による住宅建設が行われがたく、その

ために全体的、一体的な住宅建設計画に齟齬を来すおそれがある場合。

住宅以外の施設については、当該施設の本事業に係る住宅団地等の利便を確保するために必要な店舗、駐車場、団地管理施設等の団地の居住者の利便に供する施設である場合。

2 - 3 農業経営規程の承認

2 - 3 - 1 申請書類

法第11条の32第1項及び第3項の規定に基づく農業経営規程の設定又は変更若しくは廃止の承認申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

(1) 設定承認申請書類

農業経営規程承認申請書（様式については、別紙様式6を参照）

理由書

農業経営規程全文

規程を定める議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

(2) 変更承認申請書類

農業経営規程変更承認申請書（様式については、別紙様式7を参照）

理由書

農業経営規程変更新旧対照表

農業経営規程全文（現行のもの）

規程変更の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

(3) 廃止承認申請書類

農業経営規程廃止承認申請書（様式については、別紙様式8を参照）

農業経営規程廃止理由書

規程廃止の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

2 - 3 - 2 審査要領

(1) 農業経営規程の設定又は変更の承認を行う場合は、施行規則第52条に規定する記載事項が農業経営規程に記載されているか、農業経営が法第11条の31第1項各号のいずれの場合に該当するか、同条第2項の要件が担保されているか、同条第3項から第9項までに規定する手続を経ているか、慎重に審査するものとする。

(2) 法第11条の31第1項各号の場合は、次のとおりである。

同項第1号の場合により行うときは、対象とする農地又は採草放牧地が組合の地区内であり、当該農地又は採草放牧地について、現在、担い手が不足し、又は不足することが見込まれるため、農業上の利用が適切に図られていない状況にあり、又は図られなくなることが見込まれることから、組合が当該農地又は採草放牧地を賃借し、自ら農業経営を行うことが組合員のニーズや地域の農業を維持する観点に照らして客観的に妥当であると認められる場合である。

同項第2号の場合により行うときは、農地利用集積円滑化団体として、農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農地で研修等事業を行い、新たな担い手に引き継いでいく場合等担い手の育成等につながる場合である。

同項第3号の場合により行うときは、組合が農家の再建・整理を図る際に転廃業農家の農業用施設を引き受けて農業経営を行う場合や、担い手育成のために農業用施設を利用して行う農業経営など施行規則第51条の2に定める場合である。

- (3) 農業経営規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。

2 - 3 - 3 留意事項

- (1) 組合は、その行う事業によって組合員のために最大の奉仕をすることを目的としており、農業経営事業については、昭和45年に当該事業が認められて以来、組合員の営農活動と競合しないと認められる受託農業経営や農地保有合理化法人として行う研修等事業などに限定されてきたところである。

平成21年6月に公布された農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）による改正後の法においては、担い手が不足する農地等が増加する中で、組合自らが、組合員のニーズに基づき、組合員の営農活動と競合しない範囲で、担い手が不足する農地等において農業経営事業を行うことができることとしたところであり、今後、組合が農業経営事業を通じて地域農業の維持を図って行くことが求められている。

- (2) 一方で、組合の農業経営事業は、組合員のニーズに基づき、組合員の営農と競合しないような形態で、安定的に行うことが重要であるため、その開始に当たっては、組合員にその趣旨、その事業を行う地区、作目等の内容を十分周知するとともに、組合内部で十分意見調整を行うよう指導する必要がある。

- (3) 組合の農業経営事業については、組合員の総意の下での安定的な事業運営を確保するとの観点から、農業経営に関する事業計画及び事業実績について毎年度総会に付議し、組合員の意思の反映が十分に図られるよう指導する必要がある。

- (4) 組合の農業経営事業は、組合員のニーズに基づき、地域の担い手との間で適切に役割分担をしつつ、組合員の営農活動を補完して行う必要があることから、

組合の農業経営事業の実施に伴うカントリーエレベータ等共同利用施設の利用、農産物等の販売等が組合員による組合の事業利用の妨げとならないよう、組合員よりも不当に有利な条件で行わないようにすること

担い手が当該農業経営事業を引き継ぐことやその対象となっている農地、採草放牧地又は農業用施設を利用して農業経営を行うことを希望する場合、これらの経営、農地の権利等の委譲を適切に行うこと

を指導する必要がある。

- (5) 農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が農業経営事業を行うときには、(1)から(4)までに規定するほか、以下の点に留意する必要がある。

連合会について農業経営事業を行えることとされたのは、畜産の分野等において、農業経営が専門化、大規模化していること等から、農協では当該経営を適切に行うことが困難であり、連合会が対応した方が本事業を円滑に実施できる場合も考えられる

ことによる。

このため、実施に当たっては、農協の機能を補完する観点から行われることを基本とし、連合会と農協との間で十分調整するよう適切な指導を行う必要がある。

2 - 4 農業経営受託規程の取扱い

組合が法第10条第2項に規定する組合員の委託を受けて行う農業の経営（以下「農業経営受託事業」という。）を行うに当たっては、法第44条第2項に基づく定款変更の認可が必要となる。

認可申請書の受理に当たっては、農業経営の受託の条件、手続等農業経営受託事業に関する基本的事項を定めた農業経営受託規程が総会の議決を経て定められることが望ましいことから、農業経営受託規程の提出を求め、農業経営受託事業が適切に実行されるよう指導に努めることとする。

3 中央会

3 - 1 定款変更の申請及び認可

3 - 1 - 1 申請書類

法第73条の33第2項に基づく中央会の定款変更の認可に係る申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めることとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めることとする。

定款変更認可申請書（様式については、別紙様式9を参照）

理由書

定款変更新旧対照表

定款全文（現行のもの）

定款変更の議決をした総会議事録（謄本）

その他必要な書類（総会招集通知の写し、全国中央会の指導連絡文書の写し等）

3 - 1 - 2 審査要領

法第73条の33第2項に基づき中央会の定款変更の認可を行う場合は、次の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。

（1）形式的事項

申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。

申請書類の内容は正確で、かつそれを証する書類が添付されているか。

法第73条の33に規定する事項がすべて網羅されているか

定款変更の決定手続きは法第73条の43の規定に照らし、適法に行われているか。

（2）内容に関する事項

目的、事業等の基本的事項（総則）は、法第73条の15、第73条の22等の規定に照らし適正か。

会員に関する規定は、法第73条の28に規定する範囲となっているか。

経費の分担に関する規定は、会員間の公平性が確保できるものとなっているか。

役職員の規定は、中央会の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

業務の執行及び会計の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

総会に関する規定は、法第73条の39、第73条の43等の規定に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

3 - 1 - 3 留意事項（全国中央会の定める定款例との関係）

全国中央会は、法第73条の23第1項の規定に基づき都道府県中央会の定款例を定めるとしているため、認可申請のあった定款の内容が当該定款例と同じ場合には、速やかに認可するものとする。全国中央会の定める定款例と異なる内容の変更申請がなされた場合においては、当該都道府県中央会の実情に照らし、やむを得ないと認められる理由がある

場合を除き、他の都道府県中央会との統一性が図られるよう指導するものとする。

3 - 2 監査規程の承認

3 - 2 - 1 申請書類

法第73条の26第3項の規定に基づく監査規程の変更又は廃止の承認申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めるものとする。

(1) 変更承認申請書類

監査規程変更承認申請書（様式については、別紙様式10を参照）

理由書

監査規程新旧対照表

監査規程全文（現行のもの）

(2) 廃止承認申請書類

監査規程廃止承認申請書（様式については、別紙様式11を参照）

理由書

3 - 2 - 2 審査要領

(1) 全国中央会は、法第73条の23第1項の規定に基づき都道府県農業協同組合中央会監査規程例(以下「監査規程例」という。)を定めることとしているので、変更承認申請のあった内容が監査規程例と同じ場合は速やかに承認するものとする。

監査規程例と異なる内容の変更承認申請がなされた場合においては、当該中央会の実情に照らしやむを得ないと認められる理由がある場合を除き、他の都道府県中央会との統一性が図られるよう指導するものとする。

(2) 廃止の承認申請があった場合は、傘下の組合の経営指導に与える影響と合わせて検討し、全く影響がないと認める場合に限り承認するものとする。

3 - 3 監査実施計画に対する意見

(1) 監査計画に関し、法第73条の27第1項又は第3項の規定に基づき意見を聴取された場合は、次の点に留意した上、その計画の妥当性の判断を行うものとする。

対象組合の選定については、監査周期及び経営状況等を勘案したものとなっているか。

事業年度ごとの監査方針、重点項目が明確となっているか。

監査士の人数、日数が効率的かつ実効性のあるものとなっているか。

(2) 法第37条の2に規定する全国中央会の監査については、監査実施計画を定める必要はないが、監査事業全体の実施状況を把握しなければ妥当性の判断ができないことにかんがみ、財務諸表等監査実施計画を含めた年間の実施計画を徴し、監査事業全体の実効性・有効性の確保が図られるものであるかについても十分な審査を行うものとする。

3 - 4 不祥事件等の発生時の対応

中央会における不祥事件等については、組合に準じて適切に対応するとともに、不祥事件等が発生した中央会の監事は、法第73条の37において準用する法第72条の12の8第3項に基づき、総会又は主務官庁に報告する義務があることから、この確実な励行について指導することとする。

4 財務書類

組合の各種財務書類の作成及び開示については、以下の点に留意し指導・監督を実施するものとする。

4 - 1 会計慣行

組合の会計については、法第50条の5の規定に基づき、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」に従うものとされている。

ここでいう「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」とは、組合における社会通念及び実務慣行のほか、企業会計原則等を中心とする企業会計の基本原則が含まれる。

これは、開示される財務書類につき同業者との比較可能性を確保するとともに、目的が異なるとはいえ、組合の行う経済活動が外形的には会社と類似しており、企業会計の諸原則を「手段」として採用することに会計実務上の支障が少ないこと等によるものである。

4 - 1 - 1 特定組合等の会計処理

企業会計審議会又は財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準等（企業会計基準のほか当該会計基準を補完する適用指針及び実務対応報告等を含む。以下同じ。）は、次の又はに掲げる組合（以下「特定組合等」という。）の会計において、原則として「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を構成すると解されており、当該組合の会計が企業会計基準等を適切にしん酌していること又は判断根拠としていることを前提として、全国中央会又は監事による監査及び所管行政庁による検査・監督が行われることに留意する。ただし、特定組合等が適切にしん酌すべき企業会計基準等の範囲については、例えば、会社法制上の株式、新株予約権、資本金又は準備金に係る規定等協同組織と会社との法人属性自体の差異に係るものは含まれない。

法第37条の2第1項の特定組合又は法第37条の3の定款の定めがある組合（法第10条第1項第11号の事業を行う農業協同組合連合会を除く。）

に掲げる組合以外で法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合

特定組合等に適用される具体的な企業会計基準等には、例えば、次に掲げるものが含まれる。

- ・「外貨建取引等会計処理基準」（昭和54年6月26日付け企業会計審議会）
- ・「リース取引に関する会計基準」（平成5年6月17日付け企業会計審議会第1部会）
- ・「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（平成10年3月13日付け企業会計審議会）
- ・「研究開発費等に係る会計基準」（平成10年3月13日付け企業会計審議会）
- ・「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日付け企業会計審議会）
- ・「税効果会計に係る会計基準」（平成10年10月30日付け企業会計審議会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日付け企業会計審議会）
- ・「固定資産の減損に係る会計基準」（平成14年8月9日付け企業会計審議会）
- ・「役員賞与に関する会計基準」（平成17年11月29日付け企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（平成18年7月5日付け企業会計基準委員会）

- ・「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(平成20年11月28日付け企業会計基準委員会)

4 - 1 - 2 特定組合等以外の組合の会計処理

特定組合等以外の組合についても、企業会計基準等の原則的な会計処理が採用されることが望ましい。

他方、特定組合等以外の組合は、販売・購買等の経済事業を中心とする組合が大部分であり、このような事業を行う組合にあっては、特定組合等と異なり、一般的にリスクの高い金融商品を保有せず、多数の組合員等利用者から貯金等の形で直接資金を受け入れることもない。また、比較的少数の組合員のほかは固定的な取引先との商取引が事業活動の大宗を占めている実態が見受けられる。

このような事業規模・特性の実態を踏まえれば、当該組合にとって重要性の低い企業会計基準等を一律に強制することは、費用対効果の観点からも必ずしも適当とは言えない。

以上を踏まえ、特定組合等以外の組合にあっては、法令上明記されている事項を除き、企業会計基準等の原則的な会計処理については一律に強制適用することは求めず、法令上明記されていない資産及び負債の評価等については、「中小企業の会計に関する指針」(平成17年8月1日付け日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会)を判断の拠り所とすることを推奨するものとする。

なお、一概に特定組合等以外の組合といっても、その規模・事業の種類は多様であり、個別具体的な会計処理については、漸進的な会計品質の向上を旨とした指導監督がなされることが望ましく、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要がある。

(注1) 特定組合等以外の組合に適用される会計処理については、現行実務の実情及び費用対効果の観点から、施行規則においても「税効果会計に係る会計基準」の不適用や「金融商品に関する会計基準」に基づく有価証券の時価評価等を行わない場合であっても、ただちに違法とはならないよう明定しているところである(施行規則第193条・第134条)。

(注2) リース取引は、「リース取引に関する会計基準」により通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとされているが、特定組合等以外の組合については、「中小企業の会計に関する指針」に規定する所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち借手の会計処理につき、同指針に基づき通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとされていることに留意する。

(注3) 病院、診療所等を開設している法第10条第1項第11号の事業を行う農業協同組合連合会(厚生連)については、上記のほか、厚生労働省から法人としての会計基準を「病院会計準則」に極力整合するよう要請されていることに留意する。

(関連通知)

「病院会計準則の改正について」(平成16年8月19日付け医政発第0819001号厚生労働省医政局長通知)

4 - 1 - 3 会計環境の変化への対応

昨今の経済活動の高度化・複雑多様化の急速な変化に対応する形で、組合の事業内容も

高度化・複雑化しており、それを測定・報告する財務会計についても、より経済実態を反映した情報開示や経営の透明性の確保が求められている。

このため、組合において公正妥当と認められる会計の慣行についても、社会的・時代的要請を受け、あるいは組合自らの経営管理の高度化を受け、絶えず変遷するものである。

各組合においては、会計基準の制定改廃や関係法令の改正をはじめとする会計制度の最新情報の把握はもとより、それらの組合経営への影響度合の早期認識に努め、会計環境の変化に速やかに対応することが必要である。また、このような対応を通じた一層正確な財務情報の認識が、組合自らの経営管理の高度化に資することはもとより、適切な情報提供を通じて、組合員、取引先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を高めることとなる。

なお、多数の利用者から貯金等を受け入れる信用事業又は共済事業を行う組合にあっては、特に厳正な会計処理及び開示が求められており、他の金融機関に比べ財務情報が劣後することは、組合経営に悪影響を及ぼすおそれがあることに留意する必要がある。

4 - 2 財務書類の開示制度

組合に対しては、次の事項に留意し、組合員利用者、総会、行政庁その他の各方面に対して、各々の目的に適合した適切な財務書類が開示されるよう指導・監督を実施するものとする。

4 - 2 - 1 財務書類の開示制度の体系

法令に基づき、組合に対しては、各種財務書類の事業年度毎の開示が義務付けられているところであるが、各開示制度の概況を以下に確認する。

(1) 総会に提出する決算書類等

すべての組合は、法第36条及び第37条の規定に基づき、決算書類等（決算書類のほか、第37条に規定する組合にあっては部門別損益計算書を含む。以下同じ。）の総会提出及び決算書類の備置きが義務付けられている。

決算書類等の作成目的としては、組合経営の最高意思決定機関である総会において、組合役職員が組合員から負託された組合の事業・経営の遂行状況に関する説明責任を果たすこと及び事業活動の結果生じた剰余金の精算額を確定することが挙げられる。

決算書類等の義務的記載項目については施行規則本文に定めがあるほか、主要な事業種の貸借対照表、損益計算書及び部門別損益計算書の勘定科目体系が施行規則別紙様式に定められている。

(2) 行政庁に提出する業務報告書等

すべての組合は、法第54条の2の規定に基づき、業務報告書等（業務報告書のほか、連結子法人等を有する組合にあっては連結業務報告書を含む。以下同じ。）の行政庁への提出が義務付けられている。

業務報告書等は、行政庁が適切かつ効果的な指導・監督を実施するためのオフサイト・モニタリング等に活用される。

業務報告書等として作成する事項は施行規則本文に定めがあり、更に個別記載項目についても主な事業種別に施行規則別紙様式において定められている。

(3) 説明書類の公衆縦覧

法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合は、法第54条の3の規定に基づき、業務及び財産の状況を記載した説明書類（ディスクロージャー誌）を作成し、公衆の縦覧に供することが義務付けられている。

ディスクロージャー誌は、組合の金融機関としての性格を踏まえ、組合経営の透明性を確保するとともに、情報の非対称性による不利益から利用者を保護することを目的としている。

義務的記載項目については、施行規則本文及び別表に定めがあるほか、開示に当たっての留意事項について系統金融機関向け監督指針及び共済事業向け監督指針に定められており、これらの規定に従い適切な開示が図られる必要がある。

4 - 2 - 2 全般的な開示態勢の整備

(1) 法定開示項目の遵守

各制度において開示が要請される財務書類については、各々の開示目的に即して法令上記載項目が定められている。これらの法規制は全て、組合の利害関係者とりわけ組合員の権利を保護するためのものである。各組合にあっては、少なくともこれらの義務的開示項目につき、財務書類については正確な会計帳簿を基礎として作成の上、該当法令等の定めるところに従い適時に開示する義務がある。

(2) 会計情報の実質的同等性の確保

開示先毎に異なる形式・体裁の財務書類を作成する場合であっても、各財務書類は単一の会計情報を基に作成されたものでなければならないことに留意する。

(3) 自主的開示の促進

法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合にあっては、適切な情報提供を通じて、組合員、取引先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を高める観点から、部門別損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書について、自主的に当該組合のディスクロージャー誌に掲載するなどにより、情報開示することが望ましい。

(4) 利用者本位の情報開示

組合の財務書類の開示に当たっては、組合の事業・財務に関する利用者の知識及び経験に応じた分かりやすいものとなるよう努めるとともに、ディスクロージャー誌をインターネットのホームページを活用して開示するなど、多様な利害関係者に対する情報提供が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

4 - 3 資産及び負債等の評価

組合の資産及び負債等の評価については、特に以下の点に留意して実務対応がなされるよう指導・監督を実施するものとする。

(1) 引当金の設定

貸倒引当金の設定

信用事業実施組合等においては、財務会計上、貸出等債権につき各種会計基準のほか「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」等を踏まえた自己査定（組合自らが債務者の財務内容等による債務者区分及び担保・保証等による分類等を行うことをいう。）に基づく償却・引当が実施されている。

この場合において、算定された一般貸倒引当金の繰入額が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第57条の10の規定に基づき算定した額を下回る場合に、同法により算定した額を繰り入れることは、合理的な方法により算定されたものとみなすことができることに留意する。

外部出資等損失引当金の設定

外部出資勘定については、実務上、外部出資の毀損に対する評価性引当金として、外部出資等損失引当金が、自己査定基準に基づき又は監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」（平成13年4月17日付け日本公認会計士協会）に準拠して計上されている場合がある。

この場合においても、出資先の財政状態の悪化等により当該外部出資勘定の減損処理が必要と判断された場合には、減損処理を行い、当該引当金は取り崩す必要があることに留意する。

利益留保性引当金廃止の徹底

引当金については、税法の定めにかかわらず、企業会計原則注解18及び施行規則第191条第2項の定めるところにより一定要件を満たすものについては適正額を計上することとされているが、これらに規定するもの以外の引当金は計上することができないので留意する必要がある。仮に負債性を有しない引当金が負債計上されている場合には、当該引当金を取崩し特別利益に計上した上で、必要に応じ剰余金処分を通じて任意積立金として計上することとなる。

(2) 「退職給付に係る会計基準」の適用

特定組合等以外の組合にあっても、職員に対する退職金制度がある場合には「退職給付に係る会計基準」に準拠した退職給付引当金の計上が必要である。

退職給付引当金を新たに設定する組合については、会計処理変更時の影響を緩和するため、適切な移行期間を設定することが認められるものとする。

（補足：施行規則第130条第1項及び第191条第2項第2号の退職給付引当金等の用語は、「退職給付に係る会計基準」にいう退職給付引当金等を指すものである。）

(3) 「固定資産の減損に係る会計基準」の適用

特定組合等における「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に当たり、資産のグルーピング及び共用資産の取扱いについては、組合の経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行うものとする。

共用資産は、組合全体に係る共用資産とされる場合のほか、複数の資産又は資産グループに係る共用資産とされる場合もあることに留意する。

なお、育苗施設やカントリーエレベーターなどの農業関連施設等は、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するときには、共用資産に含むこととできる場合があることに留意する。

（補足：施行規則第128条第2号及び第187条第2項の減損損失等の用語は、「固定資産の減損に係る会計基準」にいう減損損失等を指すものである。）

(4) 「リース取引に関する会計基準」の適用

組合が農業関連施設等を農業者に利用させる取引が「リース取引に関する会計基準」におけるリース取引に該当する場合には、「リース取引に関する会計基準」に規定するリース取引の種類（所有権移転ファイナンス・リース取引、所有権移転外ファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引）に応じ、リース取引の貸手としての会計処理を行うことに留意する。

（５）組織再編行為の際の資産及び負債の評価

合併後の組合（合併後存続する組合又は合併によって設立する組合をいう。以下同じ。）は、当該合併により消滅する組合の合併対象財産には、例えば合併契約又は事業計画書において、合併の日までに当該合併により消滅する組合の重要な事業の譲渡が予定されている場合など例外的な場合を除き、当該合併により消滅する組合における当該合併の直前の帳簿価額を付さなければならないことに留意する。

4 - 4 決算書類の作成

法第36条の規定に基づく決算書類の作成については、施行規則に定めるところによるほか、特に以下の点に留意して指導・監督を実施するものとする。

（１）全般的な留意事項

決算書類の各記載項目については、施行規則の定めるところによるほか、適切かつ分かりやすい表示がなされるよう指導するものとする。

施行規則に定められた義務的な記載項目以外の情報を自主的・積極的に記載することは、組合員等に対する情報開示の促進の観点から望ましい。

決算書類については、書面全体の具体的なひな型は法定されておらず、各組合の自主性に委ねられている。したがって、各組合にあっては、例えば必要に応じて財務数値に加え図表等を用いる等の独自の工夫を行うことが望まれる。

（２）個別記載項目に係る留意事項

施行規則別紙様式に貸借対照表及び損益計算書の様式が定められている組合にあっては、貸借対照表及び損益計算書は、原則として施行規則別紙様式に規定される勘定科目等に即して作成するよう指導するものとする（施行規則第106条・第117条）。

ただし、例えば、組合が主として販売する農畜産物が特定のものである、組合の事業が一部の事業に限定されている等により、組合の財産及び損益の状況を適切に示すために、当該様式によることができない場合はこの限りではない。

貸借対照表の純資産の部の表示に関しては、施行規則において企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日付け企業会計基準委員会）に準拠した表示区分が義務付けられているところである（施行規則第98条・別紙様式）。

この中で、任意積立金については、貸借対照表上も組合独自に定められている個別名称（特別積立金、圧縮積立金、施設整備積立金、別途積立金等）をもって表示することとし、個別積立金の内訳を明らかにしない名称をもって一括記載することは適切でないことに留意する。

信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合にあっては、施行規則の定めるところにより、貸借対照表上の資産及び負債につき流動・固定分類が行われている（施行規

則第95条・第96条)。

この中で、特に有価証券等については、次の表示区分がなされる必要があることに留意する。

- ・ 1年以内に満期の到来する有価証券(及び売買目的有価証券)……流動資産
- ・ 外部出資(株式・出資金等)及び長期保有有価証券(国債その他の債券等)……固定資産

信用事業実施組合以外の組合であっても、複数の事業を行う場合にあっては、損益計算書の事業総利益計算は、事業別に区分表示することが義務付けられている(施行規則第108条第12項)。

各組合にあっては、法令等で区分管理が義務付けられている事業のほか、少なくとも購買事業及び販売事業については、事業総利益計算を区分表示することとする。

注記表において、ファイナンス・リース取引により使用する固定資産に係るオフバランス情報の開示が求められている(施行規則第127条第1項第4号)。

当該注記の具体的記載内容については、各リース資産の物理的な内容等の定性的な明細が求められているが、多額のリース資産を保有する組合等にあっては、自主的に定量的な情報(リース物件の取得価額相当額・未経過リース料残高相当額等)が開示されることが望ましい。

附属明細書については、法令上、事業報告に関する附属明細書とその他の決算書類(貸借対照表、損益計算書及び注記表)に関する附属明細書とに分割して規定されているが、各附属明細書について独立の書面をもって作成する必要はなく、一体として作成することでも差し支えない(施行規則第141条・第142条)。

決算書類においても、組合単体の財務情報に加え、子会社等を含む組合グループに関する情報が補足されている(施行規則第139条第7号・第141条第1項第6号)。各子会社等に関する個別情報の開示における重要性の原則の適用については、組合の連結決算において連結対象とされているか否かが一つの目途となることに留意する。

附属明細書においては、組合と役員との間の取引明細の開示が求められている(施行規則第141条第1項第7号)。

当該明細については、役員が組合との直接・間接の取引において、所定の手続を経た上で、組合に不利益を及ぼすような条件で取引を行っていないことを明らかにするため、総会において情報開示されているという趣旨を組合自身が理解の上、適切な開示に努めているか留意する。

(関連通知)

「農業協同組合及び農業協同組合連合会の役員に対する金銭債権等の開示について(回答)」(平成15年12月11日付け経営第4831号経営局協同組織課長・金融調整課長通知)

4 - 5 部門別損益計算書の作成

法第37条第1項の規定に基づき、事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類については、各組合ごとに次の事項に留意して作成するよう指導するものとする。

4 - 5 - 1 総合農協の部門別損益計算書

(1) 事業の区分

事業の区分については、施行規則第143条第2項第1号の規定に基づき、信用事業、共済事業、農業関連事業及びその他の事業の4区分とし、各区分に帰属する事業は次の事業区分表のとおりとする。

事業区分表

区 分	条 項	事 業 内 容
信用事業 (第1号イ)	第10条第1項第2号	組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
	“ “ 第3号	組合員の貯金又は定期積金の受入れ
	“ “ 第15号	前各号の事業に附帯する事業
	“ 第6項～第9項	信用事業に関連する事業
共済事業 (第1号ロ)	第10条第1項第10号	共済に関する施設(施設=事業、以下同じ。)
	“ “ 第15号	前各号の事業に附帯する事業
	“ 第10項	保険会社の業務の代理又は事務の代行の事業
農業関連事業 (第1号ハ)	第10条第1項第4号の一部	組合員の事業に必要な物資の供給(肥料、農薬等の購買事業)
	第10条第1項第5号の一部	組合員の事業に必要な共同利用施設の設置(精米施設や共同集出荷施設等の事業)
	第10条第1項第6号	農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設(共同田植、共同防除等の事業)
	第10条第1項第7号	農業用土地の造成・改良・管理、農業用土地の売渡し・貸付け、農業水利施設の設置・管理等の事業
	第10条第1項第8号	組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
	“ “ 第15号	前各号の事業に附帯する事業
	“ 第2項	組合員の委託を受けて行う農業経営事業
	“ 第3項	組合員の委託を受けて行う農地信託事業
第11条の31第1項	後継者養成等のために行う農業経営事業	
農業倉庫業法第1条、第2条	農業者が生産した穀物等の保管事業	
上記以外の 事業 (第1号ニ)	第10条第1項第4号の一部	組合員の生活に必要な物資の供給(生活資材の購買事業)
	第10条第1項第5号の一部	組合員の生活に必要な共同利用施設の設置(保育所、託児所事業等の事業)
	“ “ 第9号	農村工業に関する施設(農村地域に工業を誘致する等の事業)
	“ “ 第11号	医療に関する施設(病院、診療所の経営等)
	“ “ 第12号	老人の福祉に関する施設(老人福祉施設の経営等)
	“ “ 第13号	農村の生活及び文化の改善に関する施設(旅行事業等)
	“ “ 第14号	組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
	“ “ 第15号	前各号の事業に附帯する事業
“ 第5項	宅地等供給事業(転用農地の売却、貸付等)	
他の法律で定められている事業	市民農園整備促進法に基づく市民農園の開設 郵政窓口事務の委託に関する法律に基づき日本郵政公社より	

法第10条第1項第1号の事業（以下「営農指導事業」という。）及び上記4区分のどの事業にも属さない収益及び費用（以下「共通管理費等」という。）については、その全額を上記4区分の事業に配賦するものとする。

（2）部門別損益の計算方法等

部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に応じ（1）の で示した事業区分及び営農指導事業の5区分に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。

事業管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課するものとする。直課できない事業管理費（共通管理費）については、組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない（「管理部」等の区分を別に設けることも認めない。）

なお、事業管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。

事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業部門に直課し、直課できないものについては、組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦する。

営農指導事業については、税引前当期利益計算後の額全額を、組合で採用する合理的な配賦基準により（1）の で示した4区分の事業に配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。

なお、営農指導事業とは、法第10条第1項第1号の規定に基づく農業の経営及び技術の向上に関する指導に限るものであり、生活指導員や販売事業専属指導員の人件費等は含まないことに留意すること。また、営農指導事業の収入及び支出の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。

部門別損益計算書の末尾に、共通管理費等及び営農指導事業の各部門への配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。なお、共通管理費等として各部門に配賦された事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失が相当多額であり、かつその配賦基準が共通管理費の配賦基準と異なるときは、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。

4 - 5 - 2 経済連等の部門別損益計算書

（1）事業の区分

事業の区分については、施行規則第143条第2項第2号の規定に基づき、米穀、園芸農産、畜産、生産資材その他の品目等ごとの農業関連事業並びに生活購買、燃料その他の農業関連事業以外の事業に区分する。なお、区分する事業は、各々の経済連等における事業の性格、取組状況等を加味し、また会員及び組合員が経済連等が行っている各事業運営の実態についてよりの確に把握できることを念頭に区分するものとする。

上記区分のどの事業にも属さない収益及び費用（以下「共通管理費等」という。）

については、その全額を上記により区分した事業に配賦するものとする。

(2) 部門別損益の計算方法等

部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に依り(1)の で示した事業区分に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。

事業管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課するものとする。直課できない事業管理費(共通管理費)については、経済連等で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。

なお、事業管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算(事業計画)段階で設定することとする。

事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業部門に直課し、直課できないものについては、経済連等で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦する。

(1)の で示した事業区分の中に法第10条第1項第1号の事業(以下「営農指導事業」という。)がある場合には、税引前当期利益計算後の額全額を、経済連等で採用する合理的な配賦基準により(1)の で示した区分の事業に配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。

なお、営農指導事業の収入及び支出の総額については内部統制が可能となるよう予算(事業計画)段階で設定することとする。

部門別損益計算書の末尾に、共通管理費等及び営農指導事業(事業区分に営農指導事業がある場合に限る。)の各部門への配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。なお、共通管理費等として各部門に配賦された事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失が相当多額であり、かつその配賦基準が共通管理費の配賦基準と異なるときは、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。

4 - 5 - 3 厚生連の部門別損益計算書

(1) 事業の区分

事業の区分については、施行規則第143条第2項第3号の規定に基づき、医療施設及び老人福祉施設の別ごととし、それぞれの施設の運営方法を加味し、会員が厚生連の行っている事業運営の実態についての的確に把握できることを念頭に区分するものとする。

上記区分のどの事業の区分にも属さない収益及び費用(以下「共通管理費」という。)については、原則として、その全額を上記区分に配賦するものとする。なお、共通管理費については、本部として独立した事業の区分として部門別損益計算書を作成した方が、会員が厚生連の行っている事業運営の実態についてよりの的確に把握できる場合には、独立した事業の区分として認めるものとする。

(2) 部門別損益の計算方法等

部門別の事業収益、事業費用については、その発生源に依り(1)の で示した事業の区分に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額

は損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。

共通管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課する。直課できない共通管理費については、(1)の趣旨に基づき厚生連で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとする。

なお、共通管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算(事業計画)段階で設定することとする。

事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業の区分に直課し、直課できないものについては、組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門に配賦する。

4 - 5 - 4 部門別損益情報等の開示の促進

部門別損益計算書の総会への提出に当たっては、組合員が組合運営の実態についての確に判断を下し、運営改善に積極的に参画できるよう、損益計算書と同様の内訳を明らかにしたり、支所・支店別、場所別、主要施設別等の収支明細を付するなどにより、一層の情報開示がなされることが望ましい。

また、この場合には、部門別の資産についての情報は、部門別に事業の利益を生み出すために使用された資源を明らかにするために有用であることから、部門別損益情報と併せて情報開示が促進されることが望ましい。

4 - 6 業務報告書等の作成

法第54条の2の規定に基づく組合の業務報告書等の提出については、施行規則に定めるところによるほか、次により指導するものとする。

4 - 6 - 1 全般的な留意事項

(1) 業務報告書等の様式

法第54条の2第1項及び第2項の規定により、施行規則第202条の規定に基づき作成して提出する組合の業務報告書等は、施行規則別紙様式の定めのある組合については当該様式に即し作成するものとし、その他の組合にあっては、当該組合が毎事業年度の総会に提出する決算書類によって差し支えない。

(2) 業務報告書等の金額の表示の単位

業務報告書等の金額単位は千円とし、端数は切り捨て又は四捨五入するものとする。ただし、資産総額が5百億円以上の組合にあっては、百万円単位とし、端数は切り捨て又は四捨五入とすることを妨げない。

4 - 6 - 2 キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっての留意事項

(1) 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、組合ごとに以下の範囲とする。

信用事業を行う組合

貸借対照表上の「現金」並びに「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金
その他の組合

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、
価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資）

（２）キャッシュ・フロー計算書の表示区分

キャッシュ・フロー計算書には、１会計期間におけるキャッシュ・フローを組合ご
とに以下の３つに区分して表示することとする。

信用事業を行う組合

ア）事業活動によるキャッシュ・フロー

事業損益計算の対象となった取引（信用事業に係る貸付け、貯金等の受入等を含
む。）の他、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載す
る。

イ）投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得及び売却、有価証券の取得、売却及び償還、金銭の信託の増加及
び減少並びに外部出資の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。

ウ）財務活動によるキャッシュ・フロー

出資の増額による収入並びに借入れによる収入及び借入金の返済による支出（劣
後特約付借入れ及び信用事業以外の設備借入れに限る。）等の資金の調達及び返済
によるキャッシュ・フローを記載する。

その他の組合

ア）事業活動によるキャッシュ・フロー

事業損益計算の対象となった取引の他、投資活動及び財務活動以外の取引による
キャッシュ・フローを記載する。

イ）投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得及び売却、有価証券（現金同等物を除く。）の取得、売却及び償
還、外部出資の取得及び売却並びに資金の貸付け及び貸付金の回収等によるキャッ
シュ・フローを記載する。

ウ）財務活動によるキャッシュ・フロー

出資の増額による収入並びに借入れによる収入及び借入金の返済による支出等の
資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

（３）利息及び配当金の表示区分

利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、組合ごとに以下の区分に表示するこ
ととする。

信用事業を行う組合

受取利息、受取配当金及び支払利息は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区
分に記載する（信用事業資産に係る受取利息及び受取配当金は「資金運用による収入」、
信用事業負債に係る支払利息は「資金調達による支出」として記載する。）

支払配当金については、支払事業分量配当金は「事業活動によるキャッシュ・フロ
ー」の区分に記載し、支払出資配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区
分に記載する。

その他の組合

受取利息、受取配当金及び支払利息は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。

支払配当金については、支払事業分量配当金は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払出資配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。

その他、キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっては、企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」(平成10年3月13日付け)を適切にしん酌するものとする。

4 - 6 - 3 連結業務報告書の作成に当たっての留意事項

(1) 重要性の原則の適用

連結業務報告書の連結の範囲に含める子法人等の範囲並びに非連結子法人等及び関連法人等に対する持分法の適用範囲については、重要性の原則を適用するものとする。

重要性の原則の適用については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「連結財務諸表規則」という。)第5条第2項及び第10条第2項の規定並びに日本公認会計士協会監査委員会報告第52号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」(平成5年7月21日付け。以下、「監査上の取扱い」という。)に従うこととし、組合及びその子会社等の財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断し、個々の子会社等の特性を十分考慮して連結の範囲等を決定するものとする。

ただし、総合農協は信用事業を併せ行う総合事業体であることから、監査上の取扱いに掲げる各基準のほかに、次に掲げる基準を加えるとともに、業として土地又は建物の売買を行う子法人等は必ず連結子法人等とすることとする。

<非連結子法人等の負債・出資基準>

非連結子法人等の負債額のうち持分に見合う額及び農協の非連結子法人等への出資額の合計額
農協の自己資本の額()

() 貸借対照表上の自己資本の額

また、信用事業を行う組合の連結業務報告書の連結の範囲に含める子法人等の範囲は、法第11条の2の規定に基づく農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号)第11条の規定に基づき自己資本比率を算出するために作成する連結財務諸表の範囲(金融子会社については重要性の原則を不適用、その他の子法人等については同原則を適用)と同じとする。

(2) 連結貸借対照表等の表示方法

連結貸借対照表等の科目の分類については、原則として親組合の個別貸借対照表等における科目の分類を基礎としなければならないものとし、子会社等の勘定体系は親組合の勘定体系に整合させて表示するものとする。

ただし、組合及びその子会社等の財政状態及び経営成績について誤解を生ぜしめない限り、科目を集約して表示することができる。

4 - 6 - 4 業務報告書等の経営局への送付

地方農政局長又は沖縄総合事務局長は、所管組合から施行規則の定めるところにより、事業計画書及び業務報告書等の提出があった場合には、当該資料の写しを、速やかに経営局長に提出するものとする。

4 - 6 - 5 中央会の事業報告書等

中央会に対しても、毎事業年度の総会に提出される事業計画書、事業報告等は重要な資料であるので、これらの資料の提出を求め、適切な指導監督に努めるものとする。

5 子会社等

子会社等は、協同組合活動の一環として、組合の事業活動の補完及び合理化等を目的に設立されているところであるが、設立目的が不明確なもの、多額の赤字を抱え、組合本体の経営に重大な影響を及ぼす例がみられる。

このため、子会社等の設立及び管理の適正化を図ることにより、組合本体の経営の健全性を確保していくことが必要となることから、以下により子会社等の管理運営に関する指導監督を行うものとする。

5 - 1 定義

子会社等とは、組合が法第54条の2第2項に基づき、連結業務報告書を作成する場合の連結対象子会社等をいう。

5 - 2 資料の提出

5 - 2 - 1 資料の提出の要請

(1) 定期的な資料の提出の要請

子会社等の管理の適正化等を通じた組合本体の経営の適正化を図るため、特に必要となる子会社等に関する資料として、次に掲げるものについては、組合に対して、毎年7月末日までに各所管行政庁への提出を求めるものとする。なお、組合が資料の任意提出に応じない場合は、法第93条第1項の規定による提出命令を発出するなどして、適切な監督が行われるよう努めることとする。

ア) 当該組合の子会社等に係る財務等の状況(様式については、別紙様式12-1を参照)

イ) 当該組合の子会社等に係る管理状況(様式については、別紙様式12-2を参照)

ウ) 新たに設立された子会社等(合併及び分割により設立された子会社等を含む。)

にあつては、当該子会社等の定款、事業計画、出資者の構成及び役員の構成に関する資料

の資料の提出の要請は、2以上の組合が共同して関連法人等を設立している場合にあつては、それらの組合のうち当該関連法人等に対し、その有する議決権が最も多い組合に対して行うものとし、議決権数が同数の場合にあつては、当該組合中に上部機関が含まれている場合には上部機関とする等行政庁が提出をすべき組合を指定するものとする。

(2) 必要に応じた資料の提出の要請

(1)の場合のほか、行政を適正に処理するために特に必要となる子会社等に関する資料については、(1)の に準じて、随時当該組合からの提出を求めることとする。

5 - 2 - 2 提出資料の精査

提出された資料については、次の観点等に留意しつつ、子会社等の設立、管理及び経営が適正になされているかどうかについて法に基づいて提出される連結業務報告書とと

もに精査し、特に必要と認める場合には、組合に対して指導監督を行うこととする。

- (1) 子会社等に対する出資又は子会社等の設立、合併及び分割が、組合の事業目的に照らし逸脱するものでないかどうか。
- (2) 子会社等の定款の変更及び資本金の額の増減がなされた場合は、子会社等の設立目的、事業内容からみて妥当かどうか。
- (3) 子会社等の経営内容が、組合本体の経営に悪い影響を与えてないかどうか。

5 - 2 - 3 経営局への報告

(1) 組合に係る提出資料

行政庁は、所管組合の当該資料を取りまとめ（様式については、別紙様式13 - 1及び13 - 2を参照）（都府県庁の所管する組合にあっては、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、北海道にあっては直接）を經由し）、8月末日までに経営局長に提出することとする。

(2) (1) 以外の組合に係る提出資料

地方農政局長又は沖縄総合事務局長は、(1) 以外の組合の当該資料を取りまとめ（様式については、別紙様式13 - 1及び13 - 2を参照）、8月末日までに経営局長に提出することとする。

5 - 2 - 4 経営局による提出資料の集計・分析及びフィードバック

(1) 提出資料の集計・分析

経営局は、提出された資料を基に子会社等の財務状況、管理状況等につき集計・分析をすることとする。

(2) (1) の結果のフィードバック

経営局は、子会社等の財務状況、管理状況等の集計・分析結果を取りまとめ（都府県庁の所管する組合にあっては、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、北海道にあっては直接）を經由し）、所管行政庁にフィードバックすることとする。

5 - 3 指導に当たっての留意事項

子会社等の設立・管理運営に関する指導監督に当たっては、組合本体の経営の健全性を確保するため、以下の点に十分留意して対応するものとする。

5 - 3 - 1 設立

- (1) 組合が設立できる子会社等は、株式会社又は合同会社である。合名会社又は合資会社を設立し、無限責任社員となることについては、責任の範囲が組合の全財産に及び、組合経営に重大な支障を与えるおそれがあることから認めるべきでない。
- (2) 組合の定款に会社の株式の取得又は法人への出資に関して規定されている場合は、組合において適正な手続きを経ているか確認する必要がある。

5 - 3 - 2 管理運営

- (1) 子会社等の適正な管理運営が確保されるためには、組合において、管理部署、経営内容の把握の方法、管理の方法等を内容とする「子会社管理規程」等が経営管理委員会又は理事会の議決を経て定められることが望ましい。
- (2) 子会社等の業務及び財産の状況を記載した書類を、毎事業年度、通常総会で報告するなど、組合による適正な管理運営がなされるよう指導するものとする。
- (3) 子会社等の目的が達成されたと認められる場合など、組合が子会社等を有しておく必要性の乏しい場合は、解散、出資の引揚げ等所要の措置をとるよう指導するものとする。

6 合併

農協系統においては、事業基盤の強化を図ること等を目的として、合併構想を策定し、広域合併の推進に取り組んでいるところである。

合併認可申請に対する審査上の留意事項は次のとおりであるが、当該合併が都道府県内農協合併構想の着実な実現に資するものとなっているか確認するほか、合併構想に基づく合併に参加していない農協（以下、「未合併農協」という。）がある場合には、当該未合併農協及び中央会に対し取組方針を明確にするよう確認すること等により、未合併農協の早期解消を促すものとする。

6 - 1 合併後の組合の事業経営に関する計画の樹立

組合は、合併により合併後の組合が適正かつ能率的な事業経営を行うことができるよう、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画（以下この項において「事業計画書」という。）を立てるものとする。

組合の合併は、基本的に合併しようとする組合の組合員及び役職員の総意が不可欠であるので、組合が合併後の経営に係る事業計画書を樹立するに当たっては、総会又は総代会（以下「総会等」という。）において議決する前に集落座談会等を開催して組合員等にその趣旨及び内容を周知させ、組合員等の意思の反映に努めるとともに、あらかじめ、系統組織、市町村等の意見を十分に聴き、合併に対する理解と協力を得ながら進めていくものとする。

6 - 1 - 1 事業計画書の記載事項

（１）合併の基本方針に関する事項

合併しようとする組合の名称

合併の目的

日程

職員の引継、財産の評価及び整理

出資一口金額に対する持分調整

（２）合併後の組合の事業経営についての基本方針に関する事項

地域農業の振興に関する方針

各事業の実施方針、重点及び改善事項

機構及び業務分掌等経営管理の改善強化

増資、欠損補てん、財務の健全化等

地区内農業団体及び関係機関との連携

（３）合併契約の基本となるべき事項

合併の方法

被合併組合の組合員に与える出資金又は交付金

財務確認日以降合併日までの間における財産の移動に対する処置

設立委員の選出及び人数

新定款又は定款変更の基本となるべき事項

（４）施設の統合整備に関する事項

施設の種類

当該施設の統合整備の概要

- (5) 合併後の組合と組合員との間における利用及び協力の強化方策
 - 組合員の意思を事業経営に表わす方法
 - 事業経営方針の組合員への徹底方法
 - 下部組織及び協力組織の育成強化
- (6) 合併後組合の3か年事業計画(合併の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画)
 - 取扱品目、取扱数量、手数料率、利率等
 - 損益計画
- (7) 固定した債権の償却に関する方策(別紙記載例を参照)
 - 基本的合意事項
 - 合併組合に引き継ぐ固定した債権の総額
 - 合併組合に引き継ぐ貸倒引当金等の総額
 - 固定した債権の償却等に関する計画

6 - 1 - 2 留意事項

- (1) 事業計画書の策定に当たっては、合併後の組合の自然的、経済的、社会的諸条件に照らして次の「及び」に掲げる事項等を十分検討するとともに、都道府県中央会の意見を聴いて、慎重に策定することが必要である。
 - 組合の地区及び規模についての判断に係る検討事項
 - ア) 経済的事情
 - 農業生産の状況、農産物の集出荷その他流通市場の実情、農業関係施設の設置状況、総合農協にあっては地域の金融事情及び資金規模等
 - イ) 社会的事情
 - 地方行政との関連、国及び地方公共団体が行う農業関係施策との関連、地域的社会的慣行等
 - ウ) 地理的条件
 - 地形及び地勢、交通事情等
 - 合併後の事業経営のあり方に係る検討事項
 - ア) 多様化する組合員のニーズを的確に把握、かつ、主産地形成・販売力の向上・生産コストの引き下げ等により地域農業振興の司令塔として十分な機能発揮ができるものであること。
 - イ) 組合員に対するサービスの向上に資するものであること。
 - ウ) 金融自由化の進展等社会経済情勢の変化に対応し得る経営基盤を有しているものであること。
 - エ) 財務の基礎及び内容が強化され、かつ、健全化されるものであること。
 - オ) 管理費の節減、職員の合理的な配置、事務の改善その他組合経営の合理化及び効率化が図られるものであること。
- (2) 合併しようとする組合は、事業計画書の議決を合併の議決を行う総会等において行うことは差し支えないが、この場合には、それぞれ個別議案として総会等に提出し議

決を得る必要がある。

6 - 2 申請及び認可

組合の合併の認可に係る手続きは、以下によるものとする。

6 - 2 - 1 申請書類

組合の合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、信用事業を行う組合については、信用事業命令第57条の規定に基づき、次の書類の提出が義務付けられているが、それ以外の組合についても、法第65条第3項において準用する法第59条第2項の規定により申請者に対して合併に関する報告書を要求できることとされていることに基づき、次の書類の提出を求めることとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めることとする。

合併認可申請書（別紙様式14及び15を参照）

合併の理由書

合併を議決した総会（総代会）の議事録（謄本）

合併契約書及び覚書（謄本）

法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）

法第65条第4項において準用する法第49条第2項及び第50条第2項に規定する手続（法第49条第3項の規定により、法第92条第2項の規定による公告を、官報のほか、法第92条第2項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりするとときは、これらの公告）を経たことを証する書面

総代会で合併を議決した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）

合併後の組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類

新設合併の場合にあっては、法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本）

合併経過を記載した書面

施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）

その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

なお、法第65条の2第1項の規定により合併後存続する組合が総会の議決を経ないで行う合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

合併認可申請書（別紙様式16を参照）

合併の理由書

合併によって消滅する出資組合が合併を議決した総会（総代会）の議事録（謄本）

合併後存続する出資組合が合併の方針を議決した理事会（法第30条の2第4項の組合にあっては経営管理委員会）の議事録（謄本）

合併契約書及び覚書（謄本）

法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

法第65条第4項において準用する法第49条第2項に規定する手続（法第49条第3項の規定により、法第92条第2項の規定による公告を、官報のほか、法第92条第2項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりするとときは、これらの公告）及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面

合併によって消滅する出資組合が総代会で合併を議決した場合は、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）

合併後存続する出資組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書、事務所の位置を記載した書類

合併経過を記載した書面

合併により消滅する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が合併後存続する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の数の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面

合併後存続する出資組合の総組合員の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面

施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）

その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会の議事録の写しなど）

6 - 2 - 2 審査要領

組合の合併に関し、法第65条第2項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。

（1）基本的事項

組合員の意思反映が適正に行われたか。

組合員の日常的な活動に適切に対応した営農活動や支所機能の充実が図られ、組合員との結びつきにも十分配慮したものであるか。

関係機関や団体等との連携が図られているか。

合併後、組合が行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。

合併により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。

合併により地区の重複する組合が複数設立される場合にあっては、当該組合が相対立する方針に基づいて事業を実施するなどにより、かえって当該地区の農業の振興を図る上で支障が生じるおそれがないか。

(2) 形式的事項

申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。

申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。

定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。

決定手続きは法第46条、第65条等に照らし適法になされているか。

合併契約は、施行令第3条の7第1項に規定する内容となっているか。

新設合併の場合は、法第66条等に規定する手続きが適正になされているか。

合併に因って消滅した組合に係る権利義務の承継が適正になされているか（消滅した組合における適正な手続きがなされているかどうかも含む）。

合併によって消滅する組合、合併後存続する組合にあっては、法第65条の3に基づく手続きが行われているか。

(3) 定款の内容に関する事項

目的、事業等の基本事項（総則）は、法第1条、第10条等に照らし適正か。

事業の執行の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

組合員に関する規定は、法第12条の範囲となっているか。

経費の分担に関する規定は、会員間の公平性が確保できるものとなっているか。

会計の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

役職員の規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

総会に関する規定は、法第43条の2、第43条の4、第43条の5、第43条の6、第44条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

6 - 2 - 3 留意事項

吸収合併のときはもちろん、新設合併のときも、法第60条第2項の規定は準用されないため、地区の変更があっても関係市町村及び関係中央会との協議は不要である。

7 農事組合法人

農事組合法人は、農業生産の協業を助長するため、農業に係る共同利用事業や農作業の協同化に関する事業を行うほか、農業者が農地、労働力等を提供しあい、共同して農業経営を行うものであり、生産行程における協同組織体として比較的小規模で人的結合の強い組織であるという性格から、その組織は行政庁の監督を必要最小限にとどめ、組合員の自主的な運営に委ねている。

このため、農事組合法人に対する監督は、組合と異なり、設立、解散、合併、定款変更等の認可は不要で、単に届出（設立については法第72条の16第4項、解散については法第72条の17第2項、合併については法第72条の18第3項）でよいほか、請求検査（法第94条第1項）、随時検査（法第94条第3項）及び常例検査（法第94条第4項）の適用はなく、報告徴収（法第93条）、違法の疑いのある場合の検査（法第94条第2項）、違法行為に対する必要措置命令（法第95条）及び解散命令（法第95条の2第1号及び第3号）の規定の適用があるにとどまっている。

しかしながら、農事組合法人の中には、事業活動が不十分なものや活動内容が不適正なものもあることから、農事組合法人の事業活動の活発化を図るとともに、不適正な活動を行っているものについては是正を図っていく必要がある。

このため、農事組合法人の指導・監督に当たっては、以下により対応するものとする。

7 - 1 指導監督に当たっての留意事項

- (1) 農事組合法人は、組合と異なり財務状況書類などの行政庁への提出義務がないことから、農事組合法人の一般的な状況に関する資料であって、農事組合法人の事業活動を活発化する等のために特に必要なものについては、適宜、法第93条に基づく報告徴求を行うなど、農事組合法人の実態調査に努めるものとする。
- (2) 農事組合法人の設立の照会等があった場合には、別紙農事組合法人定款例等を参考に、農事組合法人設立の目的が達成されるよう適切なアドバイスを行い、農民の自由な創意が尊重されるとともに、実情に即した定款が作成されるよう対応する。また、必要に応じて、知見を有する最寄りの相談窓口（市町村、農業委員会、農業会議、農業法人協会等）を紹介するものとする。
- (3) 法第72条の8第1項第2号に規定する「農業に関連する事業」については、農業生産を行う農事組合法人の経営体質を強化するため認められていることにかんがみ、その関連事業が農業の規模に比較してより大きくなった場合など、当該関連事業を独立の事業として営むことが適当と判断される場合には、農業部門と切り離し、関連事業部門を別法人化するか、又は、法第73条の2以下の規定により農事組合法人を株式会社に組織変更するよう指導するものとする。
- (4) 法第72条の10第1項4号に規定する「当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受ける者又はその事業の円滑化に寄与する者」については、構成員の安定性という観点から、農事組合法人と5年以上の長期の契約を締結している者を想定している。
- (5) 組合が農事組合法人に対して行う出資は、法人の経営の安定及び発展を図っていく

ための支援方策としてのものであることから、法人の支配を目的とした出資が行われないよう留意する。

- (6) 組合の農事組合法人に対する出資については、その態様により組合員の行う営農に対する影響が考えられることから、組合員の賛成の下に行われる必要があり、組合員に対する十分な説明を行うなど特に慎重な手続きが採られるよう指導する。
- (7) 地区については、組合員の住所がある最小行政単位（市町村区）又はそれ以下を基本としていることから、地区が最小行政単位を超える場合や複数県をまたがる場合には、明確な理由を確認する。

7 - 2 法令違反の農事組合法人に対する指導監督

一部農事組合法人において、農事組合法人成立後の届出を怠っている事例や農業以外の事業を定款に定めている事例など、法令に違反した事例が見受けられているところである。

農事組合法人制度は、農業生産法人の一形態として農業施策の一翼を担う重要な制度であり、その運用が適正に行われる必要があることから、法令違反の農事組合法人に対する指導・監督に当たっては、上記7 - 1（指導監督に当たっての留意事項）のほか、特に以下の点に留意し指導監督するものとする。

また、法令違反については罰則の規定（法定外事業の実施（法第101条第1項第1号）設立又は解散の届出義務違反（法第101条第1項第2号の2）等）の適用もあることから、農事組合法人が法を遵守するよう指導するものとする。

- (1) 農事組合法人が成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えてその旨を行政庁に届け出なければならない（法第72条の16第4項）とされているが、これを怠る農事組合法人が見受けられることから、各行政庁は、設立の届出を行っていない農事組合法人の有無について法務局等と可能な限り連携を図り調査するものとする。

なお、農事組合法人の地区が他の行政庁の管轄区域となっている農事組合法人を発見した場合は、しかるべき行政庁に対し、その旨連絡するものとする。

- (2) 設立の届出を怠っている農事組合法人及び法定外事業を実施している農事組合法人等に対しては、速やかに報告徴求命令（法第93条第1項）を発出し、当該農事組合法人の実態調査に努める。その結果、報告徴求命令に従わない場合や法定外事業を実施していることが確認できた場合等においては必要措置命令（法第95条1項）の発出、状況に応じては解散命令（法第95条の2第1号及び第3号）の発出も視野に入れて対応するものとする。
- (3) 農事組合法人を設立するには、3人以上の農民が発起人となることを必要とする（法第72条の16第1項）が、農民以外の者が発起人となっている事例が見受けられる。また、理事は、組合員である農民（法第72条の10第1項）でなければならないが、農民以外の者が理事となっている事例が見受けられる。このため、行政庁への届出の受理に当たっては、発起人が農民であることを資料（所得証明書、耕作地証明書等）により確認をするものとする。

- (4) 実際の払込済出資金総額と登記事項証明書に記載されている払込済出資金総額に相違がある事例が見受けられる。このことは、あたかも多額の出資があるように見せかけることとなり、取引関係者を混乱させることになる。よって、払込済出資金総額については、農事組合法人に対して金融機関等が発行する出資金保管証明書の提出を求め、実際の払込済出資金総額の確認に努めることとする。

7 - 3 休眠法人への対応

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある農事組合法人については、これを放置した場合には、当該法人を利用した悪質かつ不正な事件が発生し、周辺の農民や農事組合法人の健全な事業運営に支障を来すおそれ等があることから、農事組合法人の実態調査等の結果、休眠状態にある農事組合法人を発見した場合においては、当該法人の解散も含めた指導監督を行うものとする。

別添 1 連絡文書集

以下は、組合、中央会及び農事組合法人の監督行政を行う担当官として了知しておくことが必要と考えられるものである。

それぞれの文書の性格は区々であるが、その趣旨・目的は各文書に記されているとおりである。

(局長通知)

- 1．農業協同組合等が行う特定の宅地等供給事業のために買取られた転用相当農地等の譲渡に係る租税特別措置法の適用について（昭和49年農経 A 第1209号農林省農林経済局長通知）
- 2．人権問題に関する啓発推進の取組みの強化について（平成11年 7月 7日付け11農経 A 第865号農林水産省経済局長通知）
- 3．農事組合法人の事業範囲について（依頼）（平成16年 7月15日付け16経営第2015号農林水産省経営局長通知）（参考：法務省民事局長あて通知）

(課長通知)

- 1．市町村合併に伴う行政区画の変更と組合等の地区の登記について（昭和30年 6月20日付け）
- 2．法人税等の非課税措置を受けるための申請手続きについて（昭和59年 5月29日付け59 - 468農林水産省経済局農業協同組合課長通知）
- 3．農業協同組合の合併に伴う農業協同組合の既存施設の有効活用等の推進について（平成12年 5月18日付け12農経 A 第691号農林水産省経済局農業協同組合課長通知）
- 4．農協合併等に伴う既存施設の有効活用等の推進（平成12年12月15日付け12 - 14農林水産省経済局農業協同組合課長通知）
- 5．休眠組合の整理に係る手続きについて（平成13年11月29日付け13経営第4311号農林水産省経営局協同組織課長通知）
- 6．農事組合法人の指導に係る手続について（平成19年 2月28日付け18経営第6783号農林水産省経営局協同組織課長通知）

別添2 別紙様式・記載例・定款例集（別添）

本事務ガイドラインにおける別紙様式について、別添のとおり書式例、記載例及び定款例を定めたので、申請者、届出者等から書式や記載内容についての照会があった場合等に活用されたい。

なお、以下の書式や記載内容は、一律に強制するものではなく、異なる形式の書面や内容の記載であっても、法令等で定める必要事項や適切な内容が記載されていれば差し支えない。

別添 3 標準処理期間

法に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業を除く。）に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理基準は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第11条の23第1項の規定による信託規程の承認 ・ 第11条の23第3項の規定による信託規程の変更、廃止の承認 ・ 第11条の26の規定による信託受託農協の辞任の許可 ・ 第11条の29第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の承認 ・ 第11条の29第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更、廃止の承認 ・ 第11条の32第1項の規定による農業経営規程の承認 ・ 第11条の32第3項の規定による農業経営規程の変更、廃止の承認 ・ 第73条の26第1項の規定による中央会の監査規程の承認 ・ 第73条の26第3項の規定による中央会の監査規程の変更の承認 	1月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第44条第2項の規定による定款変更の認可 ・ 第59条の規定による組合の設立の認可 ・ 第64条第2項の規定による組合の解散の議決の認可 ・ 第65条第2項の規定による組合の合併の認可 ・ 第70条第2項の規定による連合会の権利義務の承継の認可 ・ 第73条の33第2項の規定による中央会の定款の変更の認可 ・ 第73条の45第1項の規定による中央会の設立の認可 ・ 第73条の48第2項の規定による中央会の解散の議決の認可 	2月

施行規則に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業に係るものを除く。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第202条第7項の規定による業務報告書の提出の延期の承認 ・ 第206条第2項の規定による縦覧書類の縦覧の開始の延 	1月

期の承認

- ・ 第222条第2項の規定による農業協同組合監査士に関する資格試験の試験科目等の承認
- ・ 第222条第3項の規定による組合の監査事業の実務補習に関する事項の承認
- ・ 第232条第6項の規定による行政庁に対する事業計画書等の提出の延期の承認

目次

ページ

< 様式 >

0 - 3 - 4	別紙様式 1 (不祥事件等の報告)	1
0 - 5 - 3	別紙様式 2 - 1 (検査指摘事項に対する改善状況等の報告)	5
0 - 5 - 4	別紙様式 2 - 2 (自己資本基準等改善状況の報告)	6
0 - 5 - 4	別紙様式 2 - 3 (自己資本基準等改善状況の報告)	9
1 - 1 - 1	別紙様式 3 (組合設立の認可)	14
1 - 1 - 1	別紙様式 4 - 1 (組合の定款変更の認可)	15
1 - 1 - 1	別紙様式 4 - 2 (組合の定款変更の届出)	16
1 - 1 - 1	別紙様式 5 (組合解散の認可)	17
2 - 1、2 - 2、2 - 3	別紙様式 6 (規程の承認)	18
2 - 1、2 - 2、2 - 3	別紙様式 7 (規程変更の承認)	19
2 - 1、2 - 2、2 - 3	別紙様式 8 (規程廃止の承認)	20
3 - 1 - 1	別紙様式 9 (中央会の定款変更の認可)	21
3 - 2 - 1	別紙様式 10 (監査規程変更の承認)	22
3 - 2 - 1	別紙様式 11 (監査規程廃止の承認)	23
5 - 2 - 1	別紙様式 12 - 1 (子会社等財務報告書・組合報告用)	24
5 - 2 - 1	別紙様式 12 - 2 (子会社等管理状況報告書・組合報告用)	25
5 - 2 - 3	別紙様式 13 - 1 (子会社等財務報告書・取りまとめ用)	26
5 - 2 - 3	別紙様式 13 - 2 (子会社等管理状況報告書・取りまとめ用)	27
6 - 2 - 1	別紙様式 14 (新設合併の認可)	28
6 - 2 - 1	別紙様式 15 (吸収合併の認可)	29
6 - 2 - 1	別紙様式 16 (吸収合併の認可 (法第65条の2に定める合併手続を行う場合))	30

< 記載例・定款例 >

6 - 1 - 1	別紙記載例 (固定した債権の償却に関する方策)	32
7 - 2	別紙定款例 (農事組合法人定款例)	34

不祥事件等の概要

平成 年 月 日現在	第 報	当初報告日(第1報)	平成 年 月 日
------------	-----	------------	----------

(最終報告は「最終報」と記述すること)

都道府県名		組合名	農業協同組合
発生部署名		指定組合(農協法第10条第18項)の指定の有無	有・無
		特定農協(信用事業命令第59条)の承認の有無	有・無

不祥事件等の内容の事業区分 (信用・共済・販売・購買・その他)		報告書作成者の所属・氏名	(所属) (氏名)
------------------------------------	--	--------------	--------------

1. 当事者について

氏名		性別		年齢		在職期間	年 月
----	--	----	--	----	--	------	-----

職 種	(管理職・一般職・臨時職・派遣等を記入する。)	役職名	
-----	-------------------------	-----	--

2. 不祥事件等の概要

不祥事件等の種類	(業務上横領・窃盗・詐欺・背任・現金紛失・強盗・盗難等を記入する。)
発覚の端緒	(本不祥事件等発覚の端緒となった出来事を記入する。)
当事者の動機	(当事者が不正を行うに至った背景・事情を記入する。)
手口	(不正の手口及び隠蔽のためにとった手段等を記入する。)
不祥事件等が防げなかった管理上の問題点	(未然に防げなかった組合の問題点を記入する。)

3. 発生から報告までの経過

不祥事件等の発覚年月日	平成 年 月 日
不祥事件等の行われた時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
不祥事件等の行われた期間	年 ヶ月

不祥事件等の調査・解明部署名	
----------------	--

調査・解明部署が行った調査の結果を添付する。

(未設置等の理由)	(不祥事件等の調査・解明を行うに当たって事件とは独立した部署が未設置の場合又は当該不祥事件等の調査・解明を事件とは独立した部署で行っていない場合はその理由を記入する。)
-----------	--

理事会への報告年月日	平成 年 月 日
経営管理委員会への報告年月日	平成 年 月 日

理事会(経営管理委員会)提出資料及び議事録(抄本)を添付する。

行政庁への報告年月日	平成 年 月 日
(報告遅延理由)	(行政庁への報告が不祥事件等の発覚した日から1ヶ月を超えている場合(農業協同組合法施行規則(平成17年3月22日付け農林水産省令第27号)第231条第5項に違反する場合は報告遅延理由を記入する。)

中央会への報告年月日	平成 年 月 日
------------	----------

警察への連絡年月日	署へ平成 年 月 日に連絡(又は被害届を提出)
(警察へ連絡していない場合の理由)	(本不祥事件等について警察に連絡(又は被害届を提出)していない場合はその理由を記入する。)

新聞等報道の有無	有 ・ 無
----------	-------

新聞等報道があった場合は、当該記事を添付する。

組合員への説明の有無	有 ・ 無
------------	-------

組合員へ説明を行った場合は、組合員に配布した資料を添付する。

4. 内部監査の状況

当該不祥事件等発生部署に対する内部監査の実施日(直近3ヵ年)	平成 年 月 日	通告・無通告
	平成 年 月 日	通告・無通告
	平成 年 月 日	通告・無通告
(内部監査未実施の理由)	(直近3ヵ年で当該不祥事件等発生部署に対し内部監査を実施していない場合はその理由を記入する。)	

5. 被害状況

(単位：千円)

被害額(A)	補てん額又は 補てん見込額	実被害額(C) (A)-(B)	実被害額の処理方法
	当事者		(補てん後になお実被害額が残る場合は、当該実被害額の回収又は処理方法を記入する。)
	親		
	親族		
	保証人		
	保険		
	役員		
	職員		
	その他		
	合計(B)		

6. 当事者等への処分等

当事者への処分

就業規則等に基づく懲戒委員会等の審議結果	
懲戒の種類	(該当する根拠規定も記入する)
(処分理由)	(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の懲戒を相当とした場合はその理由を記入する。)

就業規則(懲戒部分の抜粋で可)及び懲戒委員会の議事録を添付する。

組合長が決定した処分	
処分年月日	平成 年 月 日
懲戒の種類	(該当する根拠規定も記入する)
(処分理由)	(懲戒委員会の審議結果と異なる処分をした場合、又は当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の処分をした場合はその理由を記入する。)
退職金の支払状況	(全額支給・ %カット・全額不支給のいずれかを記入する。)
	(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、退職金を一部でも支給した場合はその理由を記入する。)

役員及び関係職員の処分(管理監督者責任)

役職名	氏名	処分内容

告訴

告訴の有無	有・無	告訴年月日	平成 年 月 日
(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、告訴しない場合はその理由を記入する。)			

7. 再発防止策等

コンプライアンス・マニュアル策定の有無	有 ・ 無
コンプライアンス規程策定の有無	有 ・ 無
不祥事対応・防止マニュアル策定の有無	有 ・ 無
連続職場離脱の実施の有無 (「有」の場合：実施割合(実施者数/職員数))	有 ・ 無 (/)

講じた再発防止策	(発生原因を踏まえ、直ちに実施した再発防止策を具体的に記入する。また、再発した組合については、何故前回策定した再発防止策が有効に機能しなかったのか、反省点を含めて記入する。)
講じる再発防止策	(発生原因を踏まえ、今後講じていく再発防止策を具体的に記入する。)
上記再発防止策の履行状況を確認するための手段	(上記再発防止策の履行状況をチェックするけん制体制(ダブルチェック)を具体的に記入する。また、再発した組合については、前回の再発防止策の履行状況についても記入する。)

注1：第1報は、不祥事件等の発生を知った時点で知り得る範囲の情報を速やかに報告(電話報告でも可)し、第2報として、発生から一週間以内に、先に報告した内容に加え、不祥事件等の概要、直ちに講じた措置(理事会等への報告、警察への連絡、再発防止策等)、被害の状況を必ず本様式に記入して報告すること。

また、発生原因(調査・解明部署が行った調査結果を含む。)、被害状況、当事者等への処分及び再発防止策については確定次第速やかに報告すること。

なお、報告した内容に未定事項がある場合、追加事項がある場合又は変更事項がある場合は、確定次第速やかに再報告すること。

注2：連合会については、「組合」を「連合会」に「農業協同組合」を「農業協同組合連合会」に「組合員」を「会員」に「組合長」を「代表理事会長」又は「理事長」に置き換えること。

注3：中央会については、「組合」を「中央会」に「農業協同組合」を「農業協同組合中央会」に「組合員」を「会員」に「組合長」を「会長」に置き換えること。

注4：第2報以降、追加で記述した部分はアンダーラインを付すこと。

番 号
年 月 日

農業協同組合 (連合会、中央会等) 名

代表理事組合長 (代表理事理事長、代表理事会長、会長等) 名

農林水産大臣
農政局長
都道府県知事

検査指摘事項に対する改善状況等の報告について

平成 年 月 日を基準日として実施した貴組合の検査の結果を平成 年 月 日付け第 号で検査書として交付したところであるが、検査指摘事項について、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策 (注 1) について、農業協同組合法第93条第 1 項 (注 2) の規定に基づき報告を求めるので、平成 年 月 日までに報告 (正本 1 部、副本 部) されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に《金融庁長官及び》農林水産大臣〔都道府県知事〕に対して行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) に基づく異議申立て【審査請求】をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 カ月以内に国 (都道府県) を被告として行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。(なお、この処分があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起できなくなる。)。また、異議申立て【審査請求】をした場合には、当該異議申立て【審査請求】に対する決定があったことを知った日から 6 箇月を経過したとき又は当該決定の日から 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

《 》は、法第10条第 1 項第 3 号の事業を行う組合に対する処分を行う場合。

〔 〕は、都道府県知事が処分を行う場合 (法第10条第 1 項第 3 号の事業を行う組合に対する処分を行う場合を除く)。

【 】は、農政局長が処分を行う場合及び都道府県知事が法第10条第 1 項第 3 号の事業を行う組合に対する処分を行う場合。

注 1) リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、次の注書きを追加すること
リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

注 2) 子会社に対して報告を求める場合は、「農業協同組合法第93条第 1 項」を「農業協同組合法第93条第 2 項」とすること。

農林水産大臣 農政局長 都道府県知事	番 号 年 月 日
農業協同組合（連合会）名 代表理事組合長（代表理事理事長、代表理事会長、会長等） 氏 名 印	
財務改善計画の報告について	
平成 年 月 日付け（番号）をもって通知のあった標記の件について、別添のとおり改善計画を策定しましたので報告致します。	

(別添)

財 務 改 善 計 画 書

農業協同組合（連合会）名

1 . 財務の状況及び改善目標年度

(単位 : 百万円)

	金 額	解 消 年 度
自己資本基準（施行令第3条の2）	不足額	年度
他部門運用基準（施行令第3条の3）	超過額	年度

注 1 : 自己資本基準不足額は 2 . (直近年度末の数値) と一致する。

注 2 : 他部門運用基準超過額は 2 . (直近年度末の数値) と一致する。

2 . 改善目標（総括表）

(単位 : %、百万円)

	年度末 現在	年度末	年度末 (解消)
自己資本の額			
固定資産の額（減価償却累計額を除く）			
固定資産取得等のための借入金			
土地の再評価差額相当額			
規制対象固定資産の額 (- -) =			
外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く）			
うち系統・基金協会出資金の額			
規制対象外部出資の額 (-) =			
自己資本不足額 (- -) =			
比率 (/ (+) × 100) =			
他部門運用額			
他部門運用超過額 (-) =			
他部門運用比率 (/ × 100) =			

3. 財務改善計画

(1) 自己資本増強計画

取組方針

資本調達計画

(単位：百万円)

	年度 (直近)	年度	年度 (解消)	合計
当年度出資金増加額				
本出資金増加額				
うち後配出資				
回転出資金増加額				
回転出資金減少額()				
非累積的永久優先出資増加額				
内部留保増加額				
当年度増加額計				
期末自己資本額				

注：期末自己資本額は2. の額と一致する。

(2) 固定資産取得・処分計画

取組方針

取得・処分計画

(単位：百万円)

	年度 (直近)	年度	年度 (解消)	年度 (解消)
固定資産取得額				
取得予定施設内訳				
固定資産処分量				
処分予定施設内訳				
償却額(無形の直接償却含む)				
期末固定資産額				

注：期末固定資産額は2. の額と一致する。

(3) 資金調達・償還計画

取組方針

借入・償還計画

総括表

(単位：百万円)

	年度 (直近)	年度	年度 (解消)	合計
期首借入金残高				
借入額				
償還額				
期末借入金残高				

注1：農業協同組合法施行規則第201条第2項で規定する借入金を記入する。

注2：期末借入金残高の額は2. の額と一致する。

(うち 資金又は からの借入)

(単位：百万円)

	年度 (直近)	年度	年度 (解消)	合計
期首借入金残高				
借入額				
償還額				
期末借入金残高				

注：資金種類（系統資金、近代化資金、農林金融公庫資金、その他金融機関等）ごとに作成する。

(4) 外部出資の出資・引揚計画

取組方針

出資・引揚計画

(単位：百万円)

	年度 (直近)	年度	年度 (解消)
外部出資増加額			
出資先内訳			
外部出資引揚額			
出資先内訳			
償却・引当額			
期末外部出資額			
うち系統・基金協会出資金額			
期末規制対象外部出資額			

注1：期末外部出資額は2. の額と一致する。

注2：うち系統・基金協会出資金額は2. の額と一致する。

注3：期末規制対象外部出資額は2. の額と一致する。

(5) 他部門運用解消計画

取組方針

解消計画

(単位：百万円)

	年度 (直近)	年度	年度 (解消)	年度 (解消)
期首他部門運用超過額				
当期解消額 ()				
内訳				
期末他部門運用超過額				

注：期末他部門運用超過額は2. の額と一致する。

(記載上の注意)

信用事業を行わない組合及び信用事業を行う組合で他部門運用額が基準を超過しない組合については、3.(5)を省略し、信用事業を行う組合で他部門運用額の基準のみ超過している組合については、3.(2)~(4)を省略する(省略した場合は3.(5)を3.(2)とする。)

0 - 5 - 4 別紙様式 2 - 3 (自己資本基準等改善状況の報告)

農林水産大臣 農政局長 都道府県知事	番 号 年 月 日
厚生農業協同組合連合会 代表理事会長(代表理事理事長) 氏 名 印	
財務改善計画の報告について	
平成 年 月 日付け(番号)をもって通知のあった標記の件について、別添のとおり改善計画を策定しましたので報告致します。	

(別添)

財 務 改 善 計 画 書

厚生農業協同組合連合会

1. 財務の状況及び改善目標年度

(単位:百万円)

	金 額	解 消 年 度
自己資本基準(施行令第3条の2) (比 率)	不足額 (%)	年 度

注:自己資本基準不足額及び比率は、それぞれ(表1-1)及びと一致する。

(表1-1)改善目標

(単位:百万円、%)

	年度末 現在	年 末 度		年 度 末 (解 消)
自己資本の額				
固定資産の額(減価償却累計額を除く)				
固定資産取得等のための借入金				
規制対象固定資産の額(-) =				
外部出資の額(外部出資等損失引当金を除く)				
うち系統・基金協会出資金の額				
規制対象外部出資の額(-) =				
自己資本不足額(- -) =				
比率(/ (+) × 100) =				

(表1-2)財務改善計画

(単位:百万円)

	年 度 現 在	年 度 計 画		年 度 (解 消)	合 計
出資金増加額					
回転出資金増減額					

内部留保増加額					
当年度増加額					
有形固定資産増減額					
有形固定資産取得額					
有形固定資産処分額					
減価償却増減額					
償却後有形固定資産増減額					
無形固定資産増減額					
固定資産額					
長期借入金増減額					

2. 固定資産取得・処分計画
(表2-1) 固定資産取得計画

(単位：百万円)

年度	施設名 (住所)	規模・構造等	取得見込価額	資金計画 (借入要件)	備考

注：病院の新・改築については、当該病院毎に収支がプラスとなるまでの長期収支計画を添付すること。

(表2-1-2) 借入・償還計画
(資金名：)

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	合計
借入額				
償還額				
期末借入金残高				

注1：資金種類（農業近代化資金、農林公庫資金、系統資金等）ごとに作成すること。

注2：自己資本基準達成年度までの期間について作成すること。

(表2-2) 固定資産処分計画

(単位：百万円)

年度	施設名 (住所)	取得年月日	取得価額	減価償却 累計額	予定売却額	備考

3. 経営・財務改善計画

財務改善対策（増資、行政の支援、固定資産取得見直し等）
収入確保対策
費用圧縮対策
その他（日本医療機能評価機構認定、機能指定等）

注：主要な改善対策について、具体的に記載すること。

(表3-1) 事業規模 (年度末現在)

病院数	病院
病床数	床 (一般 床 療養 床 結核 床 精神 床 感染症 床)
病床数県内シェア	%
職員数	人
100床当たり職員数	人
取扱患者延数	人 (外来患者延数 人 入院患者延数 人)

(表3-2) 収支計画書

(単位：百万円)

	年度末 現在	年度 計画	年度 計画	年度 計画
医療収益				
外来診療収益				
入院診療収益				
室料差額収益				
保健予防活動収益				
受託検査・施設利用収益				
保険査定減				
その他の医業収益				
施設運営収益				
保健資材収益				
養成収益				
訪問看護収益				
老人福祉事業収益				
その他収益				
事業収益計				
医業費用				
材料費				
委託費				
保健予防活動費用				
施設運営費用				
保健資材費用				
養成費用				
訪問看護費用				
老人福祉事業費用				
給与費				
設備関係費				
研究研修費				
業務費				
貸倒引当金繰入額				
その他費用				
事業費用計				
事業収益(又は損失)				
事業外収益				
事業外費用				

経常利益（又は損失）					
特別利益					
特別損失					
税引前当期利益（又は損失）					
法人税・住民税					
当期利益金（又は損失）					

（表 3 - 3）事業収益対比表

（単位：百万円、％）

	年度末 現在	年度 計画		年度 計画	年度 計画
事業収益	(100 %)	(100 %)		(100 %)	(100 %)
給与費	()	()		()	()
医業費用	()	()		()	()
材料費	()	()		()	()
委託費	()	()		()	()
設備関係費	()	()		()	()
減価償却費	()	()		()	()
業務費	()	()		()	()
事業費用計	()	()		()	()
支払利息	()	()		()	()
損益	()	()		()	()

（表 3 - 4）主要指標の推移（過去 5 年間）

（単位：％、円）

区 分	年度	年度	年度	年度	年度
事業収益対給与費率 $\left(\frac{\text{給与費}}{\text{事業収益}} \times 100 \right)$					
付加価値労働分配率 $\left(\frac{\text{給与費}}{\text{付加価値}} \times 100 \right)$					
材料費率 $\left(\frac{\text{材料費}}{\text{医業収益}} \times 100 \right)$					
委託費率 $\left(\frac{\text{委託費}}{\text{医業収益}} \times 100 \right)$					
減価償却率 $\left(\frac{\text{減価償却費}}{\text{医業収益}} \times 100 \right)$					
総資産利益率 $\left(\frac{\text{当期利益}}{\text{総資産}} \times 100 \right)$					

(総 資 産)						
年間病床利用率	$\left(\frac{\text{年間入院延患者数}}{\text{許可病床年間延数}} \times 100 \right)$					
平均在院日数	$\left(\frac{\text{在院患者延数}}{(\text{新入院患者数} + \text{退院患者数}) \times 1/2} \right)$					
外来患者1人1日当たり収入	$\left(\frac{\text{年間の外来収入}}{\text{外来患者延数}} \right)$					
入院患者1人1日当たり収入	$\left(\frac{\text{年間の入院収入}}{\text{入院患者延数}} \right)$					

4 . その他

- (1) 計画書は、農業協同組合法施行令の自己資本の基準を達成する年度までの各年について作成すること。
- (2) 取組中の中長期事業計画があれば添付すること。
- (3) 必要に応じて、参考資料を添付すること。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

発起人 住 所
代表者氏名

印

設立認可申請書

農業協同組合法第59条の規定により、 農業協同組合の設立
の認可を申請します。

記

設立しようとする組合の住所及び名称

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 定款
- 3 事業計画書
- 4 設立経過報告書
- 5 法第55条に規定する発起人会の開催に関する書類
(発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類)
- 6 法第56条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類
(設立目論見書、設立準備会公告の写し)
- 7 法第57条に規定する設立準備会の開催に関する書類
(定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し)
- 8 法第58条に規定する創立総会の開催に関する書類
(創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録(謄本))
- 9 その他必要な書類
(組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

定款変更認可申請書

平成 年 月 日開催の総会（総代会）において、定款変更の議決を行ったので、農業協同組合法第44条第2項の規定により定款変更の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款変更新旧対照表
- 3 定款全文（現行のもの）
- 4 定款変更の議決をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 5 事業報告書
- 6 事業計画書
- 7 役員名簿
- 8 その他必要な書類
（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

定款変更届出書

平成 年 月 日開催の総会（総代会）において、定款変更の議決を行ったので、農業協同組合法第44条第4項の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款変更新旧対照表
- 3 定款全文（現行のもの）
- 4 定款変更の議決をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 5 その他必要な書類
（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

1 - 1 - 1 別紙様式 5 (組合解散の認可)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

解散認可申請書

平成 年 月 日開催の総会（総代会）において、解散の議決を行ったので、農業協同組合法第64条第2項の規定により解散の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 解散の議決をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 3 清算人名簿
- 4 解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
- 5 その他必要な書類
（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

規程承認申請書

平成 年 月 日開催の総会（総代会）において、 規程を定める議決を行ったので、農業協同組合法第 条第 項の規定により規程の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 規程全文
- 3 規程を定める議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

注 1) 規程には申請を行う規程名を入れる。

注 2) 農業協同組合法第 条第 項には該当する条文を入れる。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

規程変更承認申請書

平成 年 月 日開催の総会（総代会）において、 規程を変更する議決を行ったので、農業協同組合法第 条第 項の規定により規程変更の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 規程新旧対照表
- 3 規程全文（現行のもの）
- 4 規程変更の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

注1） 規程には申請を行う規程名を入れる。

注2） 農業協同組合法第 条第 項には該当する条文を入れる。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

規程廃止承認申請書

平成 年 月 日開催の総会（総代会）において、 規程を廃止する議決を行ったので、農業協同組合法第 条第 項の規定により規程廃止の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 規程廃止の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本）

注 1) 規程には申請を行う規程名を入れる。

注 2) 農業協同組合法第 条第 項には該当する条文を入れる。

3 - 1 - 1 別紙様式 9 (中央会の定款変更の認可)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
中央会名
会長 氏 名 印

定款変更認可申請書

平成 年 月 日開催の総会において、定款変更の議決を行ったので、農業協同組合法第73条の33第2項の規定により定款変更の認可を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 定款変更新旧対照表
- 3 定款全文(現行のもの)
- 4 定款変更の議決をした総会議事録(謄本)
- 5 その他必要な書類

(総会招集通知の写し、全国農業協同組合中央会の指導連絡文書の写し等)

3 - 2 - 1 別紙様式10 (監査規程変更の承認)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
中央会名
会長 氏 名 印

中央会監査規程変更承認申請書

監査規程を変更したいので、農業協同組合法第73条の26第3項の規定により規程変更の承認を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 監査規程新旧対照表
- 3 監査規程全文 (現行のもの)

3 - 2 - 1 別紙様式11 (監査規程廃止の承認)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
中央会名
会長 氏 名 印

中央会監査規程廃止承認申請書

監査規程を廃止したいので、農業協同組合法第73条の26第3項の規定により規程廃止の承認を申請します。

(添付書類)

1 理由書

[記入例]

子会社等財務報告書

霞ヶ関農業協同組合

1. 子会社等の概要

子会社等の名称	連結対象		法人の形態	業種区分	設立等事由	保有議決権割合					会社の役員数		財産状態					損益状況			剰余金の配当状況		設立年月日	備考
	連結の範囲	持分法				当組合有分	組合の子会社及び子法人等保有分	他の組合保有分	その他	計	うち組合出身の役員、使用人の数	資産計		負債計		資本計			当期売上高	経常利益	当期純利益	配当額		
												(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(人)	(人)						
農林水産株式会社			口	D	2	35.0	45.0	0.0	20.0	100.0	10	7	1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	12,000	19,200	2,021	S55.10.1	
計													1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	12,000	19,200	2,021		

2. 記入上の留意点

「事業年度」は、前年4月1日から当年3月31日の間に終了した事業年度について記入する。
 期間内に設立し、事業年度が終了していない場合は、3月31日現在で可能な範囲で記入する。
 「連結対象」は、連結の範囲の法人か、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人かいずれかに を記入する。
 「業種区分」は、主たるものを4から選択し、記号で記入する。
 「設立等事由」は、5から選択し、記号で記入。「その他」の場合には、備考欄に具体的に記入する。
 「財産状態」は、貸借対照表をもとに作成する。
 「損益状況」は、損益計算書をもとに作成する。
 「剰余金の配当状況」は、株主資本等変動計算書に注記された当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当額を記入する。

5. 設立等事由

区分	事由
1	組合と就業形態が異なり、統一的労務管理が困難なため
2	高度な専門知識又は特殊な技能を必要とするため
3	他の農業協同組合又は農業協同組合連合会と共同して事業を行うため
4	地方公共団体(独立行政法人を含む)と共同して事業を行うため
5	その他(上記のいずれにも該当しないもの、具体的に6の特記事項に記入。)

3. 法人の形態

区分	法人の形態
イ	子会社
ロ	子法人等(子会社を除く)
ハ	関連法人等

4. 業種区分

区分	業種
A	信用事業(信用事業子会社に該当するもの。)
B	共済事業(共済事業子会社に該当するもの。)
C	生産資材供給(LPG、SS事業を除く。)
D	生活物資供給(コープ)
E	SS事業(ガソリンスタンド)
F	LPGガス事業
G	農機自動車販売・修理事業
H	農畜産物・農畜産物加工販売事業
I	農作業受託事業
J	農業経営(農業生産法人)
K	リース事業
L	不動産事業
M	旅行事業
N	福祉事業
O	葬祭業
P	運送・輸送業
Q	その他(上記のいずれにも該当しないもの、具体的に1の備考欄に記入。)

6. 特記事項(作成上の前提等を記入する。)

[記入例]

子会社等管理状況報告書

霞ヶ関農業協同組合

5 - 2 - 1 別紙様式12 - 2 (子会社等管理状況報告書・組合報告用)

子会社等の名称	管理・運営の基本方針		子会社等の管理業務の所管		理事会(経営管理委員会を置く組合にあっては、理事会及び経営管理委員会)への報告			監査 (関連法人等を除く)	備考
	組合の中長期的な経営計画及び経営戦略の中での子会社等の位置付け及び役割の明確化の有無	子会社等における経営計画及び経営戦略の策定の有無	子会社等の管理部門	子会社等管理規程の有無	子会社等決算概況	子会社等事業実績の有無	その他理事会が指示した事項		
農林水産株式会社	有	有	部	有	有	無	有	有	

記入上の留意点
 調査時点は、当該調査年度の4月1日とする。
 各項目には、「有」又は「無」のいずれかを記入する。
 「子会社等の管理部門」は、具体的な管理部門の名称を記入する。管理部門がない場合には空欄のままにする。

[記入例]

子会社等財務報告書

都道府県名 (農政局)

1. 子会社等の概要

組合の名称	子会社等の名称	連結対象 連結の範囲	持分法 人の形態	業種 区分	設立等 事由	保有議決権割合					会社の役員数		財産状態					損益状況			剰余金の配当状況	設立年月日	備考		
						当組合 保有分	組合の 子会社 及子 法人等 保有分	他の組 合保有 分	その他	計	うち組合 出身の 役員・使 用人の 数	資産計		負債計		資本計		当期売上高	経常利益	当期純利益	配当額				
												(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(人)							(人)	(千円)
霞ヶ関農協	農林水産株式会社		口	D	2	35.0	45.0	0.0	20.0	100.0	10	7	1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	12,000	19,200	2,021	S55.10.1		
小計													1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	12,000	19,200	2,021			
農協																									
小計													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
連合会																									
小計													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計													1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	12,000	19,200	2,021			

2. 記入上の留意点

- 「事業年度」は、前年4月1日から当年3月31日の間に終了した事業年度について記入する。期間内に設立し、事業年度が終了していない場合は、3月31日現在で可能な範囲で記入する。
- 「連結対象」は、連結の範囲の法人が、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人がいずれかに を記入する。
- 「業種区分」は、主たるものを4から選択し、記号で記入する。
- 「設立等事由」は、5から選択し、記号で記入。「その他」の場合には、備考欄に具体的に記入する。
- 「財産状態」は、貸借対照表をもとに作成する。
- 「損益状況」は、損益計算書をもとに作成する。
- 「剰余金の配当状況」は、株主資本等変動計算書に注記された当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当額を記入する。

3. 法人の形態

区分	法人の形態
イ	子会社
ロ	子法人等(子会社を除く)
ハ	関連法人等

4. 業種区分別会社数

区分	業種	会社数	
		組合	連合会 計
A	信用事業(信用事業子会社に該当するもの。)		0
B	共済事業(共済事業子会社に該当するもの。)		0
C	生産資材供給(LPG、SS事業を除く。)		0
D	生活物資供給(Aコープ)	1	1
E	SS事業(ガソリンスタンド)	1	0
F	LPG事業		0
G	農機自動車販売・修理事業		0
H	農畜産物・農畜産物加工販売事業		0
I	農作業受託事業		0
J	農業経営(農業生産法人)		0
K	リース事業		0
L	不動産事業		0
M	旅行事業		0
N	福祉事業	1	1
O	葬祭業		0
P	運送・輸送業		0
Q	その他(上記のいずれにも該当しないもの。具体的に1の備考欄に記入。)		0
計		2	0 2

5. 設立等事由

区分	事由
1	組合と就業形態が異なり、統一的労務管理が困難なため
2	高度な専門知識又は特殊な技能を必要とするため
3	他の農業協同組合又は農業協同組合連合会と共同して事業を行うため
4	地方公共団体(独立行政法人を含む)と共同して事業を行うため
5	その他(上記のいずれにも該当しないもの。具体的に6の特記事項に記入。)

6. 特記事項(作成上の前提等を記入する。)

[記入例]

子会社等管理状況報告書

都道府県名 (農政局)

組合の名称	子会社等の名称	管理・運営の基本方針		子会社等の管理業務の所管		理事会(経営管理委員会を置く組合にあっては、理事会及び経営管理委員会)への報告			監査 (関連法人等を除く)	備考
		組合の中長期的な経営計画及び経営戦略の中での子会社等の位置付け及び役割の明確化の有無	子会社等における経営計画及び経営戦略の策定の有無	子会社等の管理部門	子会社等管理規程の有無	子会社等決算概況	子会社等事業実績の有無	その他理事会が指示した事項		
霞ヶ関農協	農林水産株式会社	有	有	部	有	有	無	有	有	

記入上の留意点
 調査時点は、当該調査年度の4月1日とする。
 各項目には、「有」又は「無」のいずれかを記入する。
 「子会社等の管理部門」は、具体的な管理部門の名称を記入する。管理部門がない場合には空欄のままにする。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

設立委員 住 所
代表者氏名

印

新設合併認可申請書

農業協同組合法第65条第2項の規定により
農業協同組合との合併により、新たに
合を設立するので、合併の認可を申請します。

農業協同組合と
農業協同組

記

- 1 設立しようとする組合の住所及び名称
- 2 合併する組合の住所及び名称

(添付書類)

- 1 合併の理由書
- 2 合併を議決した総会(総代会)の議事録(謄本)
- 3 合併契約書及び覚書書(謄本)
- 4 法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表(非出資組合にあっては財産目録)
- 5 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で合併を議決した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録(謄本)
- 8 合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書(合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。) 組合員数(農業協同組合連合会にあっては会員数) 出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録(謄本)
- 10 合併経過を記載した書面
- 11 施行規則第209条に掲げる書類(既に添付しているものは除く。)
- 12 その他必要な書類(総会(総代会招集通知の写し、理事会議事録の写しなど)設立の理由書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

合併後存続する組合 住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

合併により解散する組合 住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

吸収合併認可申請書

農業協同組合法第65条第2項の規定により 農業協同組合と
農業協同組合との合併認可を申請します。

(添付書類)

- 1 合併の理由書
- 2 合併を議決した総会(総代会)の議事録(謄本)
- 3 合併契約書及び覚書書(謄本)
- 4 法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表(非出資組合にあっては財産目録)
- 5 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 総代会で合併を議決した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録(謄本)
- 8 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書(合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)組合員数(農業協同組合連合会にあっては会員数)出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 合併経過を記載した書面
- 10 施行規則第209条に掲げる書類(既に添付しているものは除く。)
- 11 その他必要な書類(総会(総代会)招集通知の写し、理事会議事録の写しなど)設立の理由書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

合併後存続する組合 住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

合併により解散する組合 住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

吸収合併認可申請書

農業協同組合法第65条第2項の規定により

農業協同組合

と

農業協同組合との合併認可を申請します。

(添付書類)

- 1 合併の理由書
- 2 合併によって消滅する出資組合が合併を議決した総会(総代会)の議事録(謄本)
- 3 合併後存続する出資組合が合併の方針を議決した理事会(法第30条の2第4項の組合にあっては経営管理委員会)の議事録(謄本)
- 4 合併契約書及び覚書書(謄本)
- 5 法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
- 6 法第65条第4項において準用する法第49条第2項又は第3項及び第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 7 合併によって消滅する出資組合が総代会で合併を議決した場合は、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 8 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録(謄本)
- 9 合併後存続する出資組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書(合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員数(農業協同組合連合会にあっては会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 10 合併経過を記載した書面
- 11 合併により消滅する出資組合の総組合員(准組合員を除く。)の数が合併後存続する出資組合の総組合員(准組合員を除く。)の数の5分の1(これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1(これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを

証する書面

- 12 合併後存続する出資組合の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 13 施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 14 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

6 - 1 - 1 別紙記載例（固定した債権の償却に関する方策）

固定した債権の償却に関する方策（記載例）

1 基本的合意事項

今回合併する 組合、 組合及び 組合においてそれぞれが有する貸付金等の債権のうち、弁済期限到来後一年を経過しその間に元本及び利息の支払いがない等の固定した債権で、合併期日までに損害の額が確定しないため合併前に償却できないものについては、合併参加 組合が合意の上合併組合に引き継ぐこととし、合併組合は、合併後の組合の財務の健全化を図るため、一定期間内に計画的に引継ぎを受けた固定した債権の回収・償却を行うこととする。

2 合併組合に引き継がれる固定した債権

- (1) 合併組合に引き継がれる固定した債権の総額は、 百万円である。
 (2) 上記の固定した債権のうち、制度保証、金融機関保証等確実な保証のあるもので、最終の回収に懸念がない債権額は、 百万円である。

内 訳

債権の種類	総 額	うち確実な保証のある債権額	備 考
信用事業貸付金			
共済事業貸付金			
合 計			

3 合併組合に引き継がれる貸倒引当金等

合併組合に引き継がれる貸倒引当金等の額は 百万円であり、その内訳は以下のとおりである。

内 訳

科 目	総 額	備 考
貸倒引当金		
積立金		

合 計		

(注) 積立金は、合併日前1年以内に終了した事業年度に係る剰余金処分によって積み立てられた金額に相当する額である。

4 固定した債権の償却等に関する計画

(1) 償却等の方針

固定した債権の回収は、担保処分等により合併後5年間を目途に計画的に行う。

固定した債権うち組合員の営農に係る部分については、営農継続の可能性の有無等について十分に検討した上で上記回収を行う。

回収不能が明らかになった債権額については、貸倒償却を行うものとし、当該期間内に損害の確定しないものについては債権償却特別勘定の設定により間接償却を行う。

(2) 固定した債権の償却財源

固定した債権の償却財源は、引き継いだ貸倒引当金等の取崩し、毎事業年度の収益、その他の財源等をもって充てる。

(3) 執行体制等

合併組合において固定した債権の整理を行う担当部署は 部 課とし、人の専属職員を配置する。

固定した債権の回収・償却状況等については、定期的に理事会に報告する。

(4) 償却等の計画

区 分	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
債権の確認及び整理方法の検討					
回収の手續きに着手	—				
債権償却特別勘定による間接償却		—			
確定損害額の貸倒償却			—		

5 その他必要な事項

7 - 2 別紙定款例（農事組合法人定款例）

制定 平成 1 4 年 3 月 1 日
改正 平成 1 5 年 3 月 3 1 日
平成 1 8 年 7 月 2 0 日
平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日
平成 1 9 年 1 月 2 5 日

農事組合法人定款例(出資制の場合)

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この組合は、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進することを目的とする。

[備考] 7条第2号から第4号までの事業のみを行う組合においては、本条を次のように規定すること。

「第 1 条 この組合は、組合員の協同により農業の経営を行うことによって、組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。」

（名称）

第 2 条 この組合は、農事組合法人 組合という。

（地区）

第 3 条 この組合の地区は、 県 郡 村字 の区域とする。

[備考] 地区の範囲は、農民たる組合員の住所がある最小行政単位（市町村区）又はそれ以下（大字、字等）で規定することとし、最小行政単位が複数ある場合は、これを列記すること。

（事務所）

第 4 条 この組合の事務所は、 県 郡 村字 に置く。

（農業協同組合への加入）

第 5 条 この組合は、 農業協同組合に加入するものとする。

[備考] 加入する農業協同組合は、この組合が組合員資格を有する農業協同組合のうちから、この組合の事業の実態に即して適当なものを選んで規定すること。

（公告の方法）

第 6 条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示してこれをする。

[備考] 事務所の掲示場に掲示する方法のほか、時事に関する事項を掲示する日刊新聞紙に掲載する方法により公告

(組合員の資格)

第9条 この組合の組合員たる資格を有するものは、次に掲げる者とする。

- (1) この組合の地区内に住所を有する農民
 - (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会で、その地区にこの組合の地区の全部又は一部を含むもの
 - (3) この組合に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地保有合理化法人
 - (4) この組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受ける個人
 - (5) この組合に対してその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約、新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約、実用新案権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び育成者権についての専用利用権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約を締結している者
- 2 この組合の前項第1号の規定による組合員が農民でなくなり、又は死亡した場合におけるその農民でなくなった者又はその死亡した者の相続人であって農民でないものは、この組合との関係においては、農民とみなす。

[備考] 1 第7条第2号の事業を行わない組合においては、第1項を次のように改め、第2項を削ること。

「この組合の組合員たる資格を有する者は、この組合の地区内に住所を有する農民とする。」

2 例えば、酪農業に関する共同利用施設の設置を行う組合においては、「この組合の組合員たる資格を有する者は、乳牛 頭以上を飼養する農民で、この組合の地区内に住所を有する農民とする。」とする等各組合の実態に即して組合員資格を具体的に明記すること。

3 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第32条第2項において準用する同条第1項による組合員たる地位の継続を認める農事組合法人に関しては、本条に次の2項を加えること。

3 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより、この組合の組合員でなくなった者で同法第23条第1項の認定を受けた農用地利用改善事業を行う団体(以下「農用地利用改善事業実施団体」という。)の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の理事の過半数による確認を受けたものは、引き続きこの組合の組合員とする。

(1) その住所がこの組合の地区内にある者であること。

(2) 利用権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域(この組合の地区内に限る。)の地区内にあること。

(3) 農民である組合員と協同して農業の生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進すると認められる者であること。

4 第1項第4号及び第5号の規定による組合員並びに第2項の規定により農民とみなされる組合員の数は、総組合員の数の3分の1を超えないものとし、前項の規定により引き続きこの組合の組合員とみなされる者の数は、総組合員の数の2分の1から第1項第4号及び第5号の規定による組合員並びに第2項の規定により農民とみなされる組合員の数を控除した数を超えないものとする。

(注) 第7条第2号の事業を行わない組合においては、

(1) 本条第 1 項を次のように改めること。

「この組合の組合員たる資格を有する者は、この組合の地区内に住所を有する農民とする。」

(2) 本条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を削り、同条に次の 1 項を加えること。

3 前項の規定により引き続きこの組合の組合員とみなされる者の数は、総組合員の数の 2 分の 1 を超えないものとする。

4 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第 9 条により、農業法人投資育成事業を営む株式会社からの出資を認める農事組合法人においては、本条第 1 項に次の 1 号を加えること。

(6) この組合に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第 6 条に規定する承認事業計画に従って同法第 2 条第 2 項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第 5 条に規定する承認会社

(加入)

第10条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資の口数及びこの組合の事業に常時従事するかどうかを記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。

3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を申込者に通知し、出資の払込みをさせるとともに、組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。

4 加入の申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをした時に組合員となる。

5 出資の口数を増加しようとする組合員については、第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。

[備考] 1 第 7 条第 2 号の事業を行わない組合においては、本条第 1 項中「及びこの組合の事業に常時従事するかどうか」を削ること。

2 現物出資を認めようとする組合においては、第 1 項中「引き受けようとする出資の口数」の次に「(現物出資をしようとする者にとっては、出資の目的たる財産)」を加え、第 3 項中「その旨を申込者に通知し、出資の払込み」の次に「(現物出資にとっては、出資の目的たる財産の給付。以下本条において同じ。)」を加えること。

3 農地等についての権利(農地又は採草放牧地についての所有権、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。)を取得して農業の経営を行おうとする組合においては、第 1 項中「口数及び」を「口数、」に改め、「常時従事するかどうか」の次に「及び農地等についての権利(農地又は採草放牧地についての所有権、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。)をこの組合に移転し、又はこの組合のために設定する場合においては、その農地等についての権利」を加え、第 2 項に後段として次のように加えること。

「この場合において、この組合は、当該加入をしようとする者が組合員となることによってこの組合が農地法第 2 条第 7 項各号に掲げる要件を欠くこととなる場合には、加入の承諾をしないものとする。」

4 加入の諾否の決定を、組合員全員の同意にかからしめる場合には、本条第 2 項中「総会で」を「組合員全員の同意を得て」に、理事の過半数の同意にかからしめる場合には、本条第 2 項中「総会」を「理事会」に改めるとともに、第 3 5 条中第 3 号を削り第 4 号以下を 1 号ずつ繰り上げること。

(持分の譲渡)

第11条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

- 2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、第10条第1項から第4項までの規定を準用する。ただし、同条第3項の出資の払込みは必要とせず、同条第4項中「出資の払込み」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(相続による加入)

第12条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、相続開始後60日以内にこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

- 2 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

(脱退)

第13条 組合員は、60日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 持分全部の譲渡

(除名)

第14条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日10日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 第9条第1項第1号の規定による組合員が、正当な理由なくして1年以上この組合の事業に従事せず、かつ、この組合の施設を全く利用しないとき。
 - (2) この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
 - (3) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
 - (4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
- 2 この組合は、除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨をその組合員に通知しなければならない。

[備考] 1 第7条第1号の事業を行わない組合においては、本条第1項第1号を次のように改めること。

- (1) 第9条第1項第1号の規定による組合員が、正当な理由なくして1年以上この組合の事業に従事しないとき。

2 第7条第2号の事業を行わない組合においては、本条第1項第1号を次のように改めること。

(1) 1年間この組合の施設を全く利用しないとき

3 農地等についての権利を取得して農業の経営を行おうとする組合においては、第1項に次の1号を加えること。

(5) 組合員が農地法第2条第7項第2号に規定する者に該当しなくなったとき(そのことによってこの組合が同項第2号及び第3号に掲げる要件を欠くこととなる場合に限る。)

(持分の払戻し)

第15条 組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額(その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額)を限度として持分を払い戻すものとする。

2 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

[備考] 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、当該組合員の脱退に当たって、当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては、本条に次の2項を加えること。

3 第1項の規定により、持分を払い戻す場合においてその払戻しを受けようとする者がこの組合に対し農地等についての権利を現物出資(第12条の規定による当該現物出資に係る持分の取得を含む。)した者又はその相続人であるときは、その者(持分の払戻しを受けようとする相続人が2人以上ある場合には、その全員)の申出により、その持分の全部又は一部の払戻しに代えてその出資に係る農地等についての権利(この組合に属しているものに限る。)の全部又は一部を返還するものとする。この場合において、払い戻すべき持分の額が、出資の額より減少したときは、農地等についての権利の返還に係る持分の額とその出資金額との差額に相当する金額を当該返還を受ける者から徴収する。

4 前項の規定により持分の払戻しに代えて農地等についての権利を返還した場合において、その農地又は採草放牧地につきこの組合が費した有益費があるときは、民法第196条第2項本文の規定に従い、これを当該返還を受ける者から徴収する。

(出資口数の減少)

第16条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、組合の承認を得て、その出資の口数を減少することができる。

2 組合員がその出資の口数を減少したときは、減少した出資の口数に係る払込済出資金に対する持分額として前条第1項の例により算定した額を払い戻すものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による払戻しについて準用する。

[備考] 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、当該組合員の脱退に当たって当該農地等についての権利を返還しようとする場合においては、本条第3項中「前条第2項」を「前条第2項から第4項まで」に改めること。

第4章 出 資

(出資義務)

第17条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし出資総口数の100分の

を超えることができない。

[備考] 1 は、50以下とすること。

2 現物出資を認める組合においては、本条に次の1項を加え、定款末尾に別表を加えること。

2 この組合に現物出資をする組合員の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資の口数は、別表のとおりとする。

3 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、当該組合員の脱退又は組合の解散等にあたって、当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては、本条にさらに次の1項を加えること。

3 現物出資の目的たる農地についての権利は、当該現物出資(第12条の規定による当該現物出資に係る持分の取得を含む。)をした組合員の承認を得なければ、これを処分することができない。

(出資1口の金額及び払込方法)

第18条 出資1口の金額は、金 円とし、全額一時払込みとする。

第5章 役員

(役員の数)

第19条 この組合に、役員として、理事 人及び監事 人を置く。

[備考] 各組合の実態に即し、役員の数、監事の設置の有無を定めること。

(役員を選任)

第20条 役員は、総会において選任する。

2 前項の規定による選任は、総組合員の過半数による議決を必要とする。

3 理事は、第9条第1項第1号の規定による組合員でなければならない。

[備考] 第7条第2号の事業を行わない組合においては、本条第3項中「第9条第1項第1号の規定による」を削ること。

(役員を解任)

第21条 役員は、任期中でも総会においてこれを解任することができる。

[備考] 監事を置かない組合においては、本条中「役員」を「理事」と改めること。

(代表理事の選任)

第22条 理事は、代表理事 人を互選するものとする。

(理事の職務)

第23条 代表理事は、この組合を代表し、その業務を統括する。

2 理事は、あらかじめ定めた順位に従い、代表理事に事故あるときはその職務を代理し、代表理事が欠員のときはその職務を行う。

(理事の決定事項)

第24条 次に掲げる事項は、理事の過半数でこれを決する。

- (1) 業務を運営するための方針に関する事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 固定資産の取得又は処分に関する事項

(監事の職務)

第25条 監事は少なくとも毎事業年度 1 回、この組合の財産及び業務執行の状況を監査し、その結果につき、総会及び代表理事に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、所管行政庁に報告しなければならない。

[備考] 監事を置かない組合においては、本条を削り、次条以下を 1 条ずつ繰り上げること。

(役員 の 責任)

第26条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- 3 役員がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 4 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 5 次の各号に掲げる者が、その各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

- イ 法第36条第 1 項又は第 2 項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- ロ 虚偽の登記
- ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

- 6 役員が、前 3 項の規定により、この組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員 の 任期)

第27条 役員 の 任期は、就任後 3 年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終了の時までとする。ただし、補欠選任及び法第95条第 2 項の規定による改選によって選

任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

- 2 前項ただし書の規定による選任が役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 役員の数とその定数を欠いた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

[備考] 監事を置かない組合においては、本条中「役員」を「理事」と改めること。

(特別代理人)

第28条 この組合と理事との利益が相反する事項については、この組合が総会において選任した特別代理人がこの組合を代表する。

第6章 総会

(総会の招集)

第29条 理事は、毎事業年度1回月に通常総会を招集する。

2 理事は、次の場合に臨時総会を招集する。

(1) 理事の過半数が必要と認めたとき。

(2) 組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を示して招集を請求したとき。

3 理事は、前項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から10日以内に、総会を招集しなければならない。

4 監事は、財産の状況又は業務の報告について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたときは、総会を招集する。

[備考] 監事を置かない組合においては第4項を削ること。

(総会の招集手続)

第30条 総会招集の通知は、その総会の日5日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれを行うものとする。

(総会の議決事項)

第31条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更及び廃止

(3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

(4) 事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

(5) 団体への加入(農業協同組合への加入を除く。)又は団体からの脱退

(6) 持分の譲渡又は出資口数の減少の承認

[備考] 本条第5号中「 農業協同組合」は、第5条に規定する農業協同組合とし、第5条を置かない組合においては「(農業協同組合への加入を除く。)」を削ること。

(総会の定足数)

第32条 総会は、組合員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。この場合において、第36条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

(緊急議案)

第33条 総会では、第30条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って、議決するものとする。ただし、第35条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(総会の議事)

第34条 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において、出席した組合員の互選により選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別議決)

第35条 次の事項は、総組合員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) この組合への加入(持分の相続又は譲受けによる加入を含む。)の承認

(4) 組合員の除名

(5) 役員解任

[備考] 監事を置かない組合においては、本条中「役員」を「理事」と改めること。

(書面又は代理人による議決)

第36条 組合員は、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、総会の日の前日までにこの組合に提出しなければならない。

3 第1項の規定により組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又は他の組合員でなければならない。

4 代理人は、2人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(議事録)

第37条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録し

なければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 出席した理事及び監事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事録を作成した理事の氏名
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

[備考] 現物出資を認める組合においては、本条に次の1項を加えること。

- 2 総会において現物出資の目的たる財産の価額及びこれに対して与える出資の口数の決定に係る定款の変更を議決したときは、当該決議に同意した組合員の氏名を当該総会の議事録に記載するものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第38条 この組合の事業年度は、毎年 月 日から翌年 月 日までとする。

(剰余金の処分)

第39条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

(利益準備金)

第40条 この組合は、出資総額と同額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合は、これをてん補した後の残額。第42条第1項及び第43条第1項において同じ。）の10分の1に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

(資本準備金)

第41条 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てなければならない。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については資本準備金に繰り入れないことができる。

(任意積立金)

第42条 この組合は、毎事業年度の剰余金から第40条の規定により利益準備金として積み立てる金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。

- 2 任意積立金は、損失金のてん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の議決により定めた支出に充てるものとする。

(配当)

第43条 この組合が組合員に対して行う配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行

うものとし、組合員の事業の利用分量の割合に応じてする配当、組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当及び組合員の出資の額に応じてする配当とする。

- 2 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度における施設の利用に伴って支払った手数料その他施設の利用の程度を参酌して、組合員の事業の利用分量に応じてこれを行う。
- 3 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。
- 4 出資の額に応じてする配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれを行う。
- 5 前3項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の議決する総会の日において組合員である者について計算するものとする。
- 6 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

[備考] 1 利用分量配当及び従事分量配当を優先的に行おうとする組合においては、本条第1項の次に第2項として次の1項を加え、本条第2項以下を1項ずつ繰り下げること。

2 事業の利用分量の割合に応じて配当する金額及び事業に従事した程度に応じて配当する金額の合計額は、配当に充てる金額の100分の に相当する金額を下ってはならないものとする。

2 出資配当を優先的に行おうとする組合においては、本条第4項を第2項とし、第2項を第3項とし、第3項を第4項とし、第1項を次のように改めること。

第43条 この組合が組合員に対して行う配当は、組合員の出資の額に応じてこれをし、なお残余がある時は、組合員のこの組合の事業の利用分量の割合又は組合員がその事業に従事した程度に応じてこれを行う。

3 農地等についての権利を取得して農業の経営を行おうとする組合においては、第1項を次のように改め、本条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とし、第6項を第3項とする。

第43条 この組合が組合員に対して行う配当は、組合員がこの組合の事業に従事した程度に応じてする配当とし、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。

4 農地等についての権利を取得して農業の経営を行おうとする組合で、出資配当をも行おうとする組合においては、本条中第2項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第2項を次のように改めること。

第43条 この組合が組合員に対して行う配当は、組合員の出資の額に応じてこれをし、なお残余があるときは、組合員がこの組合の事業に従事した程度に応じてこれを行う。

5 第7条第2号の事業を行わない組合においては、本条第1項中「組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当、」を削り、本条中第3項を削り、第4項以下を1項ずつ繰り上げること。

(損失金の処理)

第44条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、任意積立金、利益準備金及び資本準備金の順に取り崩して、そのてん補に充てるものとする。

第8章 雑則

(残余財産の分配)

第45条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配の方法は、総会においてこれを定める。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による残余財産の分配について準用する。

3 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で1円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

[備考] 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、この組合の解散について当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては、本条第2項中「第15条第2項」を「第15条第2項から第4項まで」に改めること。

(規約)

第46条 次の事項は、定款で定めるものを除いて規約でこれを定める。

(1) 総会に関する規定

(2) 業務の執行及び会計に関する規定

(3) 組合員に関する規定

(4) 役員に関する規定

(5) 職員に関する規定

(6) 前各号に定めるもののほか定款の実施に関して必要な規定

附 則

この組合の設立当初の役員は、第20条の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は、第27条第1項の規定にかかわらず 年 月 日までとする。

理事 、 、

監事

(備考) 現物出資を認める組合においては、次の別表を加えること。

別 表

組合員の氏名	現物出資の目的たる財産	当該財産の価額	当該組合員に与える出資口数